

平成24年6月第9回互理町議会定例会会議録（第4号）

○ 平成24年6月18日第9回互理町議会定例会は、互理町役場仮庁舎西会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1 番 | 鈴木洋子  | 2 番 | 高野孝一  |
| 3 番 | 熊田芳子  | 4 番 | 小野一雄  |
| 5 番 | 佐藤正司  | 6 番 | 安藤美重子 |
| 7 番 | 百井いと子 | 8 番 | 鈴木高行  |
| 9 番 | 鈴木邦昭  | 10番 | 渡邊健一  |
| 11番 | 四宮規彦  | 12番 | 高野進   |
| 13番 | 熊澤勇   | 14番 | 佐藤アヤ  |
| 15番 | 島田金一  | 16番 | 鞠子幸則  |
| 17番 | 佐藤実   | 18番 | 安細隆之  |

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	佐 藤 仁 志	企画財政課長	佐 藤 浄
企画財政課 復興管理専門官	山 中 松 樹	用地対策課長	佐々木 人見
税務課長	佐 藤 邦 彦	町民生活課長	鈴木 邦彦
福祉課長	阿 部 清 茂	被災者支援課長	齋 藤 幸 夫
健康推進課長	佐々木 利 久	農林水産課長	
商工観光課長 兼わたり温泉 鳥の海所長 復興まちづくり 課 長	酒 井 庄 市	農業委員会 事務局長	東 常太郎
会計管理者 兼会計課長	高 橋 伸 幸	都市建設課長	日 下 初 夫
学務課長	齋 藤 良 一	上下水道課長	作 間 行 雄
監査委員	遠 藤 敏 夫	教育課長	岩 城 敏 夫
	齋 藤 功	生涯学習課長	鈴木 久 子

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸 子 司	参 事	牛 坂 昌 浩
書記	櫻 井 直 規	兼庶務班長	

## 議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

### 本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
議長諸報告
- 日程第 2 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 日程第 3 議案第43号 亶理町一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- 日程第 4 議案第44号 住民基本台帳法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第 5 議案第45号 東日本大震災による被災者に対する亶理町国民健康保険税の減免に関する条例
- 日程第 6 議案第46号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第47号 亶理町災害危険区域に関する条例
- 日程第 8 議案第48号 工事請負契約の締結について（平成23年度社会資本整備総合交付金事業 町道亶理浜吉田線道路改良工事（繰越））
- 日程第 9 議案第49号 土地の取得について（割山採取場用地拡大事業）
- 日程第10 議案第50号 平成24年度亶理町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第51号 平成24年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第52号 平成24年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第53号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第14 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書について（平成23年度亶理町一般会計予算）
- 日程第15 報告第 3号 繰越明許費繰越計算書について（平成23年度亶理町公共下水道事業特別予算）
- 日程第16 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書について（平成23年度わた

り温泉鳥の海特別会計予算)

日程第17 委員会の閉会中の継続調査申し出について

午前 9時59分 開議

議長（安細隆之君） おはようございます。

会議が始まる前にご連絡いたします。暑い方は上着を外すことを許可いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、6番 安藤美重子議員、8番 鈴木高行議員を指名いたします。

議長諸報告

議長（安細隆之君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、各常任委員会及び議会運営委員会、並びに議会広報調査特別委員会から、閉会中の継続調査の申し出を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 選挙管理委員及び補充員の選挙

議長（安細隆之君） 日程第2、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすること

に決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議長によって指名することに決定  
いたしました。

初めに、選挙管理委員には、亶理町字上浜街道150番地1、高倉 豊氏、亶理町  
字中町33番地、菊地正博氏、亶理町長瀬字曾根23番地129、小野喜久氏、亶理町逢  
隈田沢字浜道98番地2、奥原隆則氏、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方を選挙管理委員の当選人と定めることにしたいと  
思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました高倉  
豊氏、菊地正博氏、小野喜久氏、奥原隆則氏、以上の方が選挙管理委員に当選さ  
れました。

次に、選挙管理委員補充員には、亶理町逢隈蕨字梨木24番地3、木口巖夫氏、  
亶理町字道田西14番地1、小松武彦氏、亶理町字北新町27番地1、武者清一氏、  
亶理町吉田字中原55番地66、田原洋子氏、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにい  
たしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました木口巖  
夫氏、小松武彦氏、武者清一氏、田原洋子氏、以上の方が選挙管理委員補充員に  
当選されました。

続いて、補充の順序についてお諮りいたします。

補充の順序は、ただいま議長が指名いたしました順序にしたいと思います。こ  
れにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

日程第3 議案第43号 亶理町一般職の任期付職員の採用等に関する条例

議長（安細隆之君） 日程第3、議案第43号 亶理町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） それでは、議案書のほうをお願いしたいと思います。1ページをお願いします。

議案第43号 亶理町一般職の任期付職員の採用等に関する条例について、ご説明を申し上げます

この新しい条例につきましては、本年度から本格的な復旧・復興事業の事務量の増大に対応するために、職員の派遣以外に考えられる手法ということで、職員を確保する1つの対策として、新たに任期付きの採用に関する条例を制定して職員を採用するものでございます。

それでは、第1条から第7条までありますので、条文を読み上げさせていただきます。

第1条、趣旨。この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第4条、第4条は、期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保することができるという条文でございます。第6条第2項につきましては、任期を定めている条文でございます。及び第7条第2項、これについては任期の更新を定めております。並びに地方公務員法第24条第6項、地方公務員法は、職員の給与、勤務時間、その他勤務条件を条例で定めるという規定がございます。この要綱でございます。この規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条、職員の任期を定めた採用。任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務。

(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務。

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

第3条、任期の特例。法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、前条第1項第1号に掲げる業務の終了時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合、その他やむを得ない事情により前条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を延長することが必要な場合で前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

2 第2条第1項各号に掲げる業務に係る期間が3年を超えることがあらかじめ見込まれる場合。

第4条、任期の更新。任命権者は、第2条の規定により任期を定めて採用された職員の任期が3年（前条に規定する場合に該当するときは、5年以下この条において同じ）に満たない場合にあつては、採用した日から3年を超えない範囲において、あらかじめ当該職員の同意を得て、その任期を更新することができる。

第5条、給与の特例。任期付職員の給与条例の適用については、亶理町給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。

2 任期付職員の給料月額は、給与条例第3条第1項に規定する給料表の再任用職員欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

3 任期付職員に対する給与条例第16条第3項及び第17条第2項の規定については、これらの規定中「再任用職員」とあるのは、「任期付職員」と読みかえるものであります。

ここの給与条例の第16条第3項は勤勉手当、あと第17条第2項は期末手当の規定でございます。

第6条、分限及び懲戒。任期付職員については、亶理町職員の分限に関する手続

及び効果に関する条例及び互理町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定を適用する。

第7条、規則への委任ということで、3ページになりますが、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今回の条例制定は、先ほど説明がありましたとおり、職員の不足を解消するためということですが、まず第1点目、3.11以降、いわゆる定年退職を除いた早期退職者は何人いましたか。それは、3.11前と比べてどうですか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 昨年の3月11日、震災後の早期退職職員数については、死亡者を除きますけれども、退職が出たのは2名ということで、震災前も同じ勸奨で退職された方が2名という状況でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 第2点目、町として被災して、この復興事業を進めるために必要な人数は幾らで、そして、今現在充足している人数が幾らで、そして不足している人数が幾らで、そして充足率は何%かというのを示してください。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） これにつきましては、県のほうで報道機関に情報を提供しておりまして、6月13日水曜日の河北新報でも掲載をされている状況でございます。

本年度平成24年の4月1日現在の本町の職員数の必要人数については、約290人ほどの想定をさせていただいたところでございます。しかしながら、なかなか難しい実情もございまして、当初54名の県外の派遣職員の要請をさせていただきましたが、実際に今回実現したのは、最終的には21名でございます。これは5月1日までで51名の確保ができたという状況でございます。そういうことで、やはりそれぞれの被災した県内の15市町の職員が非常に不足しているということから、さらに5月に総務省と県の市長村課が来町されまして、職員不足の実態調査というか、ヒアリングをさせていただきました。その中で、互理町では、現在スタートとして派遣

職員を含めて294名の体制であります。まだまだ不足するというので、不足人数については、5月28日現在で22名の不足があるということで県のほうにお願いをしたところでございます。

そういうことから、本年度の必要人数というのが充足された人数が21名。そして、現在まだ緊急に不足している職員数が22名ということで、トータル43名ということでございますので、充足率については48.8%。ただ、昨年23年度で要望した数字については、基本的には充足率は50%弱を切ったというふうな状況でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） その不足人数の22人のうち、土木と建設の技術職は何人くらいですか。もう1回お願いします。

それと最後に、任期付採用を市長村ごとにするのはなかなか大変だということで、一たん県が一括して任期付採用をしてその職員を各市町村に派遣する、いわゆる代行採用を県は考えているというふうに言われていますけれども、それについてどういうふうに対応しますか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 今年度の自治法派遣によりましての派遣職員数が21名でございます。土木職関係が8人でございます。それ以外の職員が13名というふうな状況でございます。

それで、県のほうで今回、非常に被災地の状況が厳しいという状況を踏まえまして、市町村震災関係職員確保連絡会を設置……

16番（鞠子幸則君） ちょっと待ってください。22名の不足の人数のうち、土木職と建設職は何人ですか。21名という話をしたんですよね、おれは22名の話をしています。21名が充足して、そのうち8人が土木職員だと。不足が22名だと。そのうち土木職員は何名ですかと聞いています。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 訂正させていただきます。

22名の不足の中で、土木職員が10名でございます。あと一般的な事務というか、復興事業の総括事務ということで残りの12名でございます。

代行に関しましては、こういうふうなことで連絡会を設置しまして、県では2通

りを考えております。不足する職員を充足させるために市町村で今回の任期つき職員の採用に関する条例を制定して市町村自体で採用する方法と、もう一つは、県が任期つきの採用職員の条例に基づいて県が実施して、県からそれぞれの被災地の実態に合った職員を派遣するという方向で対応したいということで考えております。

ただ亘理町では、今回の場合は、この条例を可決いただきましたら、早速緊急に必要な、特に農業土木関係が緊急に必要性がありますので、そういう職員をすぐ募集要項をつくりまして募集したいということで、2またで一応町としては考えていきたいというふうに考えています。

議 長（安細隆之君） 島田金一議員。

15番（島田金一君） 第5条関係になりますが、今、鞠子議員から質問があったとおりですが、農林土木、あと都市計画関係の技術者が必要ということになっておりますが、これの採用となると、給与条例の適用を見ますと、この採用条件の中には資格、1級土木技士、1級建築士、そういうふうな資格も付随して採用条件とするのかお聞きします。

議 長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） あくまでも今回の町でこの任期つきの職員については、今までは専門的な実務経験がある方ということでしたが、例えば1級の土木の施工管理技士の資格とか、1級の建築士の資格を有するとか、そういうふうな採用の条件は付かないで考えていきたいというふうに考えております。

議 長（安細隆之君） 島田金一議員。

15番（島田金一君） そうすると、履歴とか実績報告で採用の基準とするという形でとらえてよろしいんですか。

あともう一つ、続けてですが、これを恒久的な、この条例にはなっていませんけど、中途採用というふうな視点から考えるお考えはありますか。

議 長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 前段の1点目については、そういうふうに解釈していただいて結構だと思います。

あと第2点目の中途採用については、職員の一般的な採用試験の中に、通常現在行われている、6月に募集をしているのは、一般の新卒者を対象とした採用ということで、年齢の上限が、30代とか40代という幅はございません。ですから、中級、

上級であれば大卒の年齢から4年後ぐらいまでの上限を最大で定めておりますけど、高校生であれば18歳から25歳ぐらいまでというふうな基準でございます。ただ中途採用についても、現在通常の採用試験の中に、例えば30代の方とか、40代をターゲットにした採用試験もできるようになっておりますので、これについてはそういうふうな形も今後は考えられると思いますが、今のところは中途での採用については、まず初めにこの任期つきをやって、緊急の場を対応したいというのが現実的なお話でございますので、そういうふうな対応でいきたいと考えています。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第43号 亶理町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号 亶理町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第44号 住民基本台帳法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

議長（安細隆之君） 日程第4、議案第44号 住民基本台帳法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

町民生活課長（鈴木邦彦君） 議案第44号 住民基本台帳法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げます。

初めに、改正する背景を簡単にご説明いたします。

このたびの改正は、平成21年7月15日、住民基本台帳法の一部を改正する法律及

び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律が公布され、その大半が平成24年7月9日から施行されます。具体的な内容としましては、住基改正法による改正により、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象とすること。他の市町村へ転出した場合でも、引き続き転入先で住民基本台帳カードを使用できることとされることです。また、入管法等改正により、新たな在留管理制度が導入されること、特別永住者制度の見直し、新たな在留管理制度の導入に伴う外国人登録法の廃止などが行われることとされました。

今回、住民基本台帳法の改正に伴い、複数の条例を改正する必要が生じたので、関係条例の整理に関する条例という形でのご説明を申し上げる次第です。

それでは、新旧対照表と照らし合わせてご説明をいたしたいと思います。

第1条、亘理町印鑑条例の一部改正。亘理町印鑑条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次の各号のいずれかに該当するものとする」を「住民基本台帳法に基づき、本町の住民基本台帳に登録されている者とする」に改め、同項各号を削る。

第3条第2項第1号中「又は外国人登録原票」及び「又は登録」を削り、「氏名、氏若しくは名又は氏名」を「氏名、氏、名若しくは通称（住民基本台帳施行令第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称」に、「組合わせた」を「組み合わせた」に、「表わして」を「表して」に改め、同項第2号中「氏名」の次に「又は通称」を加え、「表わしている」を「表している」に改め、同項第5号中「表わしにくい」を「表しにくい」に改め、同条に次の1項を加える。

3 町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定にする外国人住民をいう。以下同じ）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に登録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第5条第3項第1号中「若しくは」を「又は」に、「はり付けたもの又は外国人登録証明書」を「貼り付けたもの」に改め、同条第5項第4号中「氏名」の次に

「（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）」を加え、同項に次の1号を加える。

（8）外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記。

第13条第2項中「第6号」を「第7号」に改め、同項第5号中「氏若しくは名」を「氏名、氏又は名（外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6）外国人住民にあるものが……（「新旧対照表についてだって、これだけではわかんないんだ」の声あり）

議長（安細隆之君） さっき説明したとおり。

町民生活課長（鈴木邦彦君） 今回の条例の改正は、新旧対照表の改正と中身は同じになっておりますので、そのような形になっております。傍線の引かれているところをごらんになっていただければと思います。申しわけございます。

それでは、第14条第1項第2号中「氏名」の次に「（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）」を加え、同項に次の1号を加える。

（6）外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記。

第2条、亶理町手数料条例の一部改正。亶理町手数料条例の一部を次のように改正する。

別表中外国人登録に関する証明の項を削る。

第3条、亶理町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正。亶理町子ども医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「（外国人登録原票に記載のある者を含む。）」を削る。

第4条、亶理町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正。亶理町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中、亶理町内に住む、住所を有する「（外国人登録原票に記載のある者を含む。）」を削る。

(4) 保護者が互理町内に住所を有する者「(外国人登録原票に記載のある者を含む。)」を削ります。

第5条、互理町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正。互理町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「(外国人登録原票に記載のある者を含む。)」を削る。

議案のほうに戻っていただきたいと思います。6ページです。

附則。

1 施行年月日。この条例は、平成24年7月9日から施行する。

2 互理町印鑑条例の一部改正に伴う経過措置。町長は、この条例の施行日の日(以下「施行日」という。)の前日においてこの条例による改正前の互理町印鑑条例第2条第1項第2号の規定に基づき印鑑の登録を受けた者(以下「外国人印鑑登録者」という。)であって、施行日においてこの条例による改正後の互理町印鑑条例第2条第1項の規定に該当しないことにより印鑑の登録を受けることができないこととなるものに係る当該印鑑登録については、施行日において職権で抹消するものとする。この場合において、町長は速やかに登録を受けている者に対して、その旨を通知するものとする。

3 町長は、外国人登録者であって、施行日において住民基本台帳法の一部を改正する法律附則第4条第1項の規定に基づき住民表が作成されるものについて、当該住民票が作成されたことに伴い、印鑑登録原票に登録すべき事項に変更が生じたときは、施行日において職権で当該印鑑登録原票を修正するものとする。

以上でございます。よろしくご審議方お願いいたします。ありがとうございました。

議長(安細隆之君) これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番(鞠子幸則君) 町民生活課長、ご苦労さまでした。ただ、課長だけの問題ではないんです。やっぱり議会に臨むときには全体的に意思統一して、説明の仕方も含めて今後やってほしいというふうに思います。町民生活課長だけの問題ではないですからね。それで質問します。

互理町に外国人登録者は何人いらっしゃいますか。

議長(安細隆之君) 町民生活課長。

町民生活課長（鈴木邦彦君） 5月末現在の登録者数でございますが、18カ国135名の方がいらっしゃいます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 子ども医療費、それから心身障害者医療費、母子・父子家庭医療費、それぞれの助成制度に該当する外国人登録者は何人いますか。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 子ども医療関係につきましては、15歳未満の方6名ほどおいでになりますが、該当するのは2名ということになっております。心身並びに母子・父子については、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど回答させていただきます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。6番安藤美重子議員。

6番（安藤美重子君） この外国人の方々、該当するの方々には、どのような形で周知をなさるのでしょうか。

議長（安細隆之君） 町民生活課長。

町民生活課長（鈴木邦彦君） 先ほども私の説明の中で申し上げましたが、入管法とかそういう形で外国人に関する法律ができておりますので、まずそちらのほうでそういった手続がありますよと、手続ができますよと、そういうことは可能かと思えます。

これも施行日が7月9日からなんでございますけれども、法律的には大分前にできておりますので、その辺で啓発活動は、国及び町のほうでも、県のほうでもやっているということでございます。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6番（安藤美重子君） 外国人の方でいらっしゃいますので、説明はできるだけ丁寧にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（安細隆之君） 町民生活課長。

町民生活課長（鈴木邦彦君） 十二分に気をつけて対処したいと思っております。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第44号 住民基本台帳法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号 住民基本台帳法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第45号 東日本大震災による被災者に対する亶理町国民健康保険税の減免に関する条例

議長（安細隆之君） 日程第5、議案第45号 東日本大震災による被災者に対する亶理町国民健康保険税の減免に関する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 議案第45号 東日本大震災による被災者に対する亶理町国民健康保険税の減免に関する条例についてご説明申し上げます。

今回の条例制定は、平成24年度においても平成23年度同様、国の財源措置を受けて減免するものでございます。

震災の被災者にあつては9月までの半年間、原発事故の被災者については1年間の期間を減免するとして定めたものでございます。

では、条例について第1条から第7条までございますが、条文を読み上げてご説明申し上げます。

第1条、趣旨。東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免については、亶理町国民健康保険税条例第26条の規定にかかわらず、この条例の定めるところによる。

第2条、保険税の減免基準。町長は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第3項に規定する特定被災区域に平成23年3月11日において住所を有していた者の属する世帯が、東日本大震災に伴い、次の各号のいずれかに該当するときは、保険税を減免する。

(1) 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯。

(2) 主たる生計維持者の行方が不明となった世帯。

(3) 主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかの減少見込額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が平成22年中の事業収入等の額の合計額の10分の3以上であるもので、平成22年中の地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得金額の合計額が1,000万円以下である世帯。

(4) 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難若しくは退避を行った世帯及び同法20条第3項の規定による計画的避難区域又は緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている世帯。

(5) 主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯又は被災者生活支援法第2条第2号ハに規定する長期避難世帯。

(6) 主たる生計者以外の被保険者の行方が不明となった世帯。

(7) 特定避難勧奨地点、20ミリシーベルトと超えるということで特定された住居をいうということで、地域ではなく指定された住居というものでございます。に居住しているため、避難を行っている世帯。

第3条、減免の割合。前条各号のいずれかに該当する世帯の保険税の減免の割合は、別表第1から別表第3までに定めるところによる。

2 前条各号に定める基準のうち2以上に該当するときは、減免額が最も大きい基準により減免するものとする。

第4条、減免の対象となる保険税。減免の対象となる保険税は、平成22年度相当分、平成23年度相当分及び平成24年度相当分の保険税であって、平成23年3月11日から平成25年4月1日までの間に普通徴収の納期限が設定されているものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該保険税は、それぞれ別に掲げる保険税とする。

(1) 第2条第4号の規定に該当する場合はそれぞれの指示があった日、第2条第7号の規定に該当する場合は特定避難勧奨地点として特定した旨の通知があった日の属する月分以降の保険税。

(2) 平成24年度分の保険税にあって、第2条第4号及び第7号以外に該当する場合は、平成24年4月分から9月分までに相当する月割算定額。

(3) 第2条第2号及び第6号に該当する場合において、平成24年9月30日までの間にその行方が明らかとなったときは、行方が明らかとなった日の属する月の前月分までの保険税について適用する。

第5条、減免の申請。この条例の規定によって保険税の減免を受けようとする納税義務者は、減免申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付し、町長に提出するものとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。

2 納税義務者の東日本大震災に起因する死亡等の事実が確認できる場合においては、前項の規定にかかわらず、前項の減免申請があったものとみなす。

3 町長は、納税義務者が第2条の規定に該当することが明らかであると認められるとき又は当該事実を公簿等によって確認することができるときは、第1項に規定する申請書の提出があったものとみなすことができる。

第6条、減免の取消し。町長は、偽りの申請その他不正の行為により保険税の減免を受けた者に対しては、直ちに当該減免を取り消すものとする。

第7条、委任。この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則。この条例は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

別表第1、別表第2、別表第3につきましては、ここに記載したとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

では、ご審議のほう賜りまして、可決くださるようお願い申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 1点目ですけれども、仮にことしの10月から来年の3月まで、この割合で減免したと仮定した場合、昨年の減免をベースとしてどのくらい金額はかかりますか。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 計算する場合においては、まだ今所得のほうで確定をしてございませんので、23年度で減免した1年間の相当額を述べさせていただきます。

の分の半分くらいが影響があるかなと思っていただければと思います。

昨年減免いたしました金額につきましては2億4,853万ほどでございまして、それを含めた形で課税するとなった合計額から見ると26.4%程度を減免したということでございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） これは町で独自にやれば、約1億くらい持ち出しがあるわけですね。

それで、当初はことしの3月までだったんですよね。ところが、国民の皆さんの世論と運動で、福島県原発被害者は来年の3月末まで、それ以外の方は9月30日まで減免を延長するというふうになっているんですね。これから、国の方針もありますけれども、国が仮に災害臨時特例補助金を出しますと言ったときには、それにしっかり対応しますね。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 議員さんのおっしゃるとおり、対処したいと思っております。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第45号 東日本大震災による被災者に対する亘理町国民健康保険税の減免に関する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号 東日本大震災による被災者に対する亘理町国民健康保険税の減免に関する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第46号 亘理町町営住宅条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第6、議案第46号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 議案書の14ページをお願いいたします。

議案第46号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

今回の改正は、法律の名称が、地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法が平成23年5月に交付され、公営住宅法の一部が改正されたことに伴う改正でございます。改正に当たりましては、県条例を参考にしながら県の指導を受けて改正を行ったところでございます。

亶理町町営住宅条例の一部を次のように改正する。

なお、内容については、別紙の新旧対照表の9ページにより説明を申し上げますので、準備のほうをお願いいたします。

最初に第6条、これは入居者の資格について規定してございます。

現在の入居者資格については、公営住宅法、施行令及び条例で規定してございます。今回の公営住宅法の改正により入居者の資格の中の同居親族要件が廃止になったところでございますが、経過措置が設けられていないため、これまでどおり入居者資格として同居親族要件を継続するためには、町営住宅条例に規定しなければならないことになったところでございます。そのため、第1項第1号から第2号までを条文化したところでございます。

第6条第1項第1号については、同居の条件でございます。現に同居し、または同居しようとする親族があることを規定してございます。

第2号については、町営住宅を取り巻く昨今の状況の変化により新たに規定した入居条件でございます。次のアからウに該当していない者でございます。アについては、市区町村住民税など地方税を滞納している。イについては、過去に住宅使用に係る家賃などの債務がある。ウについては、過去に迷惑行為により町営住宅を退去させられたものである。などでございます。

第3号については、現に同居し、または同居しようとする親族が暴力団員でない

ことを規定してございます。

第2項については、地域主権一括法の施行に伴い、改正前の標示である「法」を「旧法」に、「令」を「改正前の令」に読みかえる規定でございます。

第6条の2については、新設の条項でございまして、入居者の資格の特例について規定してございます。内容については、原則として入居資格は第6条に規定しているとおおり、現に同居し、または同居しようとする親族がいること。こういうことを規定しております。よって、単身者は入居できないことになっております。

しかし、特例として、次の第1号から第11号までに掲げる方は、単身であっても入居が可能であることを規定してございます。ただし、幾ら単身であっても、上から3行目に書いてありますとおおり、ただし書きに規定しているとおおりでございまして、身体上または精神上著しい障害があるために常時介護を必要とする方であつ居宅において介護を受けることができない方や困難な方については、単身での入居はできない規定でございます。この規定は、改正前については施行令において規定してございましたが、改正により新たに条文化したところでございます。

単身入居者資格の特例該当者でございしますが、まず第1号の規定は60歳以上の者（平成18年4月1日前に50歳以上であった者を含む）。これは、平成17年11月28日の改正によりまして、50歳以上から60歳以上に改められたことに伴う経過措置でございします。

第2号は、障害者基本法に規定している身体障害者、精神障害者、知的障害者でございします。

第3号は、戦傷病者特別援護法に規定している戦傷病者でございします。

第4号は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により厚生労働大臣の認定を受けている者でございします。

第5号は、生活保護者または中国残留邦人に対する支援給付を受給している方でございします。

第6号は、海外からの引揚者で5年を経過していない者でございします。

第7号は、ハンセン病療養所の入所者であります。

第8号は、配偶者暴力防止法に規定する被害者でございします。

第9号は、法第24条第1項の規定により公営住宅の明け渡しをしようとする入居者が他の公営住宅に入居の申し込みをした場合には、入居条件を具備する者とみな

す規定でございます。

第10号は、入居者の条件を具備するほか、災害発生から3年間は災害により住宅を失った者でなければならないという規定でございます。

第11号は、被災市街地復興特別措置法の規定により入居条件を具備する者でございます。その入居条件とは、同居の条件を具備し、収入が基準額を超えないこと。さらには住宅に困窮している。このような条件でございます。

次に、第2項については、入居の申し込みをした者が入居の条件に該当するかどうかの判断でございますが、必要に応じて面接と介護の内容を調査させることができる規定でございます。この規定についても、改正前については施行令に規定しておりましたが、改正により新たに条文化したところでございます。

次に第3項については、入居の申し込みをした者が特例の第1号から第8号までに該当するかどうかの判断でございますが、必要があるときは他の市区町村に意見を求めることができる規定でございます。この規定についても、改正前については施行令において規定しておりましたが、改正により新たに条文化したところでございます。

次に、第27条については、収入超過の認定等を規定してございます。

今回の地域主権一括法の施行に伴い、これまでの「法第23条第2号」を「旧法第23条第2号」に、「令第6条第5項」を「改正前の令第6条第5項」に読みかえる規定でございます。

次に、第35条については、新たに整備される町営住宅への入居について規定してございます。

今回の法改正により第37条に1項が追加されたことに伴い、第37条第6項を第37条第7項に項を繰り下げる改正でございます。

議案書の17ページに戻ります。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第46号についての説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いを申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番熊田芳子議員。

3番（熊田芳子君） 亶理町内で4月中旬ごろに実際にあつたお話なのですが、亶理町内

の町営住宅に入居している父親が非常に病弱なために、実の娘さんが東京から全部引き払って亙理町内に越してきましたが、1週間後に父親が亡くなってしまいました。その後、亙理町から、父親の名義で入っているのを退去してほしいということをお願いされたということですが、こういう場合は、血筋がつながっていてもなかなか入居することはできないものなのではないでしょうか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 今回の例は、大体私は把握してございます。あの家庭だと思わんですけれども、実際家庭訪問をしまして、その方と娘さんとお会いしました。それでこれまでの経過も十二分に伺いました。今現在、年齢的には60歳にはまだならないんです。ただし、体が体ということなものですから、今現在、そのまま経過ということでそのまま入居してございます。

3 番（熊田芳子君） 了解いたしました。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16 番（鞠子幸則君） 単身世帯ですね。公営住宅の単身世帯、下茨田、袖ヶ沢、倉庭で何人が単身世帯として入居しているのか。それとちなみに、下茨田、袖ヶ沢、倉庭のそれぞれの入居戸数は何戸かわかれば述べてください。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） それでは鞠子議員にお答えをいたします。

現在、単身者の入居数と全体の入っている方の入居者数、また割合ということでお答えをさせていただきたいと思っています。

まず、袖ヶ沢住宅につきましては全部で96世帯、今入居してございます。その中で単身者は15世帯15人です。パーセンテージでいいますと15.6%ということになります。下茨田住宅につきましては48世帯。そのうち単身者は4世帯4人です。8.3%でございます。倉庭住宅につきましては75世帯。そのうち単身者は18世帯18人。24.0%でございます。全体で219世帯で単身者が37世帯37人、16.9%、約17%弱と、このような状況でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。8番鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 今回の改正で、6条の2項に、先ほど地域の自立性、そして地域性を高めるための改革推進だというような文言が書いてあります。これらの内容について、どのような自立性とか地域性とか、どういう背景がここにあったのか。

そして、6条の2項が相当変わっております。入居要件です。これらについては、新旧対照表ではなかった項目がこんなにいっぱい出てきたということは、この法の改正によりこういうような文言が6条にぼんと入ってきたのか。

ただ、その中で、町長が認めれば入れるという項目が多々あるんです。今までだったら、介護を要する者については多分入居が認められなかったと思います。だれか同居家族がいて、介護する家族があれば入居はよかったけれども、今回の改正で言えば、単身世帯でも介護する人がいれば入居可能だというように解釈するんですけれども、そのような規制緩和というか、そのような方向になったし、身体障害者においても、たとえ知的であれ精神であれ、級数からすれば1から5とか、1から3とかそういう方々は、ある程度の援助があれば暮らしていける、そういうことがこの外部からの援助でもこういう公営住宅で生活できるようになるということは、地域の中の受け入れ体制ができてきたのかなというような気もするんですけれども、そのような時代背景がこの改正に含まれているのか、いないのか。そして、いざ調査するとき、多分障害者の方々は、全部主治医というのを持っていると思います。ドクター。それはこの調査というか、ドクターの指示があればひとりで公営住宅に住めるよと、あとのサポートさえあれば住めるんだと、そのような指示ももし取りつけられれば住めるとか、そのような要件までこの中は加味しているのかということも1つ聞きたい。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 今回の地域主権一括法、これが昨年施行になったわけでございます。

中身につきましては、これまでは入居料、家賃ですね。これについては施行令で設けられていたわけです。ただし今回は、1年間の猶予といいますか、そういう期間がございまして、1年以内に条例で制定しなければならない、このように家賃の裁量といいますか、その量も各市町村のほうにおりてきた。やがて来年の4月までには、またこの同じ条例を提案するわけですが、このように今までは国で持っていた権限が市町村のほうにおりてきた。あくまでも地方分権、このような形が背景にあるわけでございます。

それで、先ほどの介護といいますか、原則はこのように、こういう方は単身でもいいですよ。ただし、介護のある方はだめですよ、このような内容です。ただ

し、その人その人によってこれは皆違います。介護といってもどの程度なのか。身体障害者といってもどの程度なのか。その辺につきましては、やはり申し込みがあった時点で直接本人とお会いする、または家族の方とお会いする。このようにして対応してまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 今の話からすると、亘理町でも公営住宅の中で、そういう方々に対して門戸を開くというようにとれるんですけども、いろいろな事情を聞くと、先ほどもドクターの話、主治医の話も言っていたけれども、どのような体制をとればその住宅で個人で生活できるか、どういうサポートがあればこの方は地域で生活ができるか。今の社会は、やっぱり病院生活から地域に帰す、そういう世の中の情勢になっているので、その受け皿というのは、やっぱり地方自治体がいち早くとる。それで、入院が長引く方々の受け入れ体制がとれるような状況にしておく。いざというときですね。そういうことは我々の中でも特に必要なことだと思います。退去させられました、どこにも行くところありません、そういうような状況にしておかないで、仮にもこういう公営住宅があるから、そのときは1カ月でも2カ月でも、介護つきでだれかヘルパーさんを1日8時間派遣してもらえれば、この人は生活できるんだよと。そういう状況を整備しておくというのは、行政として1つの責務かなと。3月の一般質問でも障害福祉のことを私は質問しましたがけれども、徐々に徐々にそういう方向に町のほうでも進んでいってほしいなと思っております。それが、部屋が1個であろうが2個であろうが、そういう方々のために確保されてあれば、いざというときそれが役に立つということになるので、町長さん、その辺少し検討して、一般質問の答弁にもあったようですから、考えていただきたいと思っております。町長の答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 障害者の福祉につきましては、地域で密着したサービスが受けられれば一番いいと思いますので、福祉サイドと住宅サイドの都市建設課なり、詰めながら検討していきますが、その程度によっては施設、例えばグループホームとか、そういうふうなところが適していれば、そちらのほうをお勧めしながら、本人がよりよい暮らしができるような方向で検討してまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第46号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

再開は11時20分といたします。休憩。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第7 議案第47号 亶理町災害危険区域に関する条例

議長（安細隆之君） 日程第7、議案第47号 亶理町災害危険区域に関する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） それでは、議案第47号 亶理町災害危険区域に関する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書18ページ目をごらんいただきたいと思います。

本条例の制定に当たりましては、昨年12月に策定いたしております亶理町震災復興計画で、今回のような大津波があっても、町民の生命を守り、財産の損失を軽減することを基本とした減災対策を行いながら、その結果、最大浸水深2メートル以上となることが想定される地域を移転を促進する地域として設定しております。この移転を促進する地域には法的な拘束力はないということで、今後の復興計画に基

づく災害に強いまちづくりを進め、地域住民の安全を確保するために、建築基準法第39条の規定により建築規制を行うものでございます。

なお、建築基準法第39条第1項につきましては、地方公共団体は条例で津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。第2項といたしましては、災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建築に関する制限令、災害防止上必要なものは条例で定めるといふふうに規定されてございます。

それでは、条文のほうを読み上げてご説明させていただきます。条文は第1条から第6条までございます。

第1条、目的。この条例は、建築基準法第39条第1項の規定による災害危険区域の指定及びその区域内における建築物の建築の制限に関して必要な事項を定めることにより、地域住民の安全を確保することを目的とする。

第2条、定義。この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令の定めるところによる。

第3条、災害危険区域の指定等。法第39条第1項の規定による災害危険区域を次のとおり指定する。

(1) 荒浜地区災害危険区域（別表に掲げる区域）ということで、20ページ目のほうに災害危険区域の図を掲載させていただいております。

(2) 吉田地区災害危険区域（別表に掲げる区域）でございます。

2 町長は、前項の規定により災害危険区域の指定をするときは、当該区域を告示し、当該区域を記載した図書を一般の縦覧に供しなければならない。これを変更又は廃止するときも、同様とする。

3 災害危険区域の指定、変更は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

第4条、建築の制限。前条第1項に規定する災害危険区域内において、住居の用に供する建築物は建築してならない。

2 前条第1項に規定する災害危険区域内において、次に掲げる建築物を建築する場合は、災害危険区域内における災害に対し安全な構造として規則で定めるものとしなければならない。

(1) ホテル、旅館等の宿泊施設。

(2) 医療施設、社会福祉施設等の建築物。

(3) 多人数を収容する公共建築物で、町長が必要と認める建築物。

第5条、適用除外。前条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

(1) 災害危険区域の指定の際に現に建築されている建築物を修繕する場合。

(2) 季節的な仮設の建築物等で、町長が周囲の状況からやむを得ないものと認める場合。

第6条、規則への委任。この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

別表のほうにつきましては、掲載のとおりでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 確認も含めて質疑させていただきます。

まず、災害危険区域の指定及びそれに伴う防災集団移転を行うときの大原則は、憲法第22条です。憲法第22条は、居住・移転・職業選択の自由を定めていて、その第1項は、何人も公共の福祉に反しない限り居住・移転及び職業選択の自由を有するというふうになっております。これは大原則だと思うんです。公共の福祉に反しない限り、居住・移転は自由だと。この原則を踏まえて事業を進める必要があると思うんですけれども、その点はいかがですか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 今回の災害危険区域の条例と集団移転の関係ということで、議員ご指摘のとおり、憲法第22条の関係でいいます、国民については居住の権利というものはございます。そういった中でも、やはり公共の福祉という部分が当然かかわってまいりますので、私ども町のほうといたしましても、今回のような災害の中から住民の生命を守るという部分においての公共の福祉の部分としては、今回の条例によりその地域内の生活者の生命の安全を守るという部分で考えてございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 復興計画を作成する段階も含めて、防災集団移転事業の説明及び災

害危険区域の説明を、荒浜と吉田でそれぞれ住民の方に何回説明されましたか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 防止集団移転関係の説明会につきましては、吉田東部側あるいは荒浜という形で、これまで昨年の12月以降、具体的な事業制度が明確にされてきたということもございまして、説明会等をさせていただいております。その回数につきましては、両地区合わせて9回ということになってございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今後も住民の皆さんの理解が重要なので、最大限説明する必要があるというふうに思います。

3点目として、現実に災害危険区域に指定される予定のところ、住民の皆さんで今住んでいる方もいますね。大畑浜も含めて。また、大畑南の方では、家を直して、家をリフォームして、そして倉庫もつくって、災害危険区域に指定されても倉庫はつくれますから、自分の家のそばにイチゴ畑を持っていますから、イチゴ畑でイチゴをつくるという方もいるんですね。そういう方々の意思を尊重しながら、どういうふうにまちづくりを進めるんですか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 今回町のほうで指定いたします災害危険区域、こちらのほうに今回の災害を経験しながら、いろいろな諸事情で継続して生活を希望されている方というものは、現在のところ24世帯ございます。そういった世帯の方につきましても、今回のこの条例の趣旨でございます災害があった場合に住民の皆様の生命の安全を確保することができない地域ということで、その辺の趣旨をよく理解いただきながら、町のほうの考え方に沿った形で今後の対応をしていただくよう丁寧に説明をしていきたいというふうに考えております。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。4番小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 当町はこの危険区域を指定するに当たって、建築基準法の第39条を適用した。いろいろ調査してみますと、隣接町であります山元町は、建築基準法の第84条を基準にしながらこの条例を制定したというようになっております。今のところ。それで、この39条と84条の違いといいますか、どういうふうになっているのか、その辺をわかりやすくご説明願いたいと思います。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 山元町のほうの指定につきまして、84条であるかどうかというのは手元に資料がないものですからはっきりわかりませんが、84条と39条の違いといいますのは、まず39条につきましては、今回指定をすれば、期間に区切りがなく、今後改正をすとか、廃止をしない限りは適用されるということになります。

一方84条については、ある一定の期間内、その期間内において建築の制限を加えるということで、昨年3月11日に発生しました東日本大震災以降、新たなまちをつくっていくために計画を立ててきておるわけですが、その際に建築がなされた場合、いろいろまちづくりにも支障が出るということで、ほかの地域の中でもこういった84条をかけながら、特にまた県が84条をかけてその建築制限をされたということでございます。極端に言うと、その期間の違いということだと思います。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） この災害危険区域の条例の第4条の第2項に、次に掲げる建築物を建築する場合は、区域内で安全な構造で建てられると解釈するのですけれども、裏を返せば、安全な規制、規則で定められた基準をクリアすれば、この3つの建物は建てられるという考え方なんです。そうした場合、ここに入っているホテル、旅館、医療施設、社会福祉施設、多人数を収容する公共施設。公が条例を定めて公共施設を規制すると。公の条例だよ、これね。それで公の公共施設を規制するという。それもちょっと矛盾しているような気がします。

それで、そのほかに、もしその基準のクリアが高層マンションだったかどうか。教育施設だったらどうか。それらは建てられるのかと。その辺はどのように検討していますか。

また、多重防御とかいろいろ防御のことは言っているようですけれども、まだ防潮堤はできていないですけれどもね。二線堤で2号排水路を二線堤の防潮堤にしている。その内側にこういうものを基準をクリアすれば建てられる。岩手県の田老だって、10メートル以上の防潮堤をエックス型に二重に組んだって、構造物は自然には勝てないんですね。構造物は50年から70年すれば、これは自然と劣化して、風化して、またそれらを構築しないとその中にあるものに対しては安全を保証できない。そういうのがここの中の条件に含まれている。基準さえクリアすれば建てていい。そのような条例を検討してここに出てくる自体が、私はちょっと今の災害を

後にした亘理町の災害危険区域の指定の中の条例として、もうちょっと検討すべきところがあるのではないかなというような気もしますけれども、それらについて答弁してください。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 今回のこの条例制定につきましては、建築基準法第39条の規定に基づいて災害危険区域を指定するというふうにさせていただいております。この建築基準法第39条につきましては、住居の用に供する建築物の建築の禁止というふうな部分をこういった形で制限を加えるということになるわけです。

今回の津波によりまして沿岸地域において甚大な被害がございました。そういった被害の中には、当然多人数を収容するような施設の中で逃げおかれて犠牲になられた方。例えばそれが旅館、宿泊施設あるいは医療施設等、ほかの地域の中でもそういった被害があったという報告は受けてございます。そういった中で建築規制ということで住居の用に供する建築物については、特に住民の方が昼夜を問わずそこで生活を営まれる。けさほども朝早く地震がありました。そういった地震が起こるというのは24時間いつ起こるか分からない。就寝中に起こった場合について、逃げおかれて生命の危険があったということであれば、やはりそういった部分について、こういうふうな規制を加えさせていただきながら安全な地域で生活をしていただくことが今後の同じような災害があった場合の防止策であろうというふうに考えています。

一方、すべての建物についてそこを規制をしてしまいますと、土地利用上、今回のこの建築基準法の中でも住居の用に供する建築物ということになるわけですが、それ以外の建築物といたしまして、例えば荒浜地区で申しますと漁港周辺の漁港関連の施設あるいは倉庫、工場、事業所、そういったものもすべて建築ができないということになってしまう。そういうことでは、やはりその地域の中での今後のまちづくりにも支障が当然出てまいります。そういったことで、今回の規制につきましては、あくまでも住居の用に供する建築物ということにはしておるわけですが、先ほど申したように、今回の被災状況をかんがみて、特に宿泊施設となるようなホテル、旅館、それから医療施設とか社会福祉施設等の自分で十分避難できるような体制をとれないような施設等につきましては、国のほうの安全基準で示されているような構造を持って建築をできるというふうな、そういう意味では住居の用に供しな

い建築物の中で、特に今申し上げた3つの建物については、より厳しい制限を加えていきながら、今後のその地域の中での建築は認めるというものでございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 今の課長の答えは答弁になっていないですよ。より安全なところでそういう建物を建てさせる、それに規制をかけると。それはどういう意味ですか。安全なところでないでしょう、危険区域に指定するんだから。それに規制を幾らかけたって、安全なものとは言えないんです。そこを避けるべきなんです。避けるべきなんです、そういうところは。建てられるところはまだまだ西側にいっぱいある。ただ、営業施設とか簡易的な施設はそれはいいと。いつでも壊せるようなものは。恒久的なそういう立派な建物は、1階から5階、6階というような建物を建てたら、そこに永久に建っているわけだ。南浜中央病院だって、SOSを消石灰で書いてヘリコプターが来るのを待っていたでしょう。そういうことになるわけだ。その二の舞をやろうとしているわけだ。ほかの福祉施設だってどうですか。岩手県だって、旅館だって、何ぼ大きい堤防つくったって、旅館の建物、志津川だって防災庁舎だって壊されて死んでいるんでしょう。そういうところに建てさせるといふこの条例はいかかなものかというんだ。

議長（安細隆之君） 鈴木議員、質疑でございますので、余り意見を述べないように。

8 番（鈴木高行君） だからそういうものは省くべきだと思うんです。この2条は。どうですか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 今回の大震災後の復興に向けて、いろいろと土地の利用という部分もその地域の復興に向けては大きな問題であります。そういった中で、やはり住民の安全と、一方で地域内の今後の経済的な部分あるいはそのほか各種関連するような土地利用という部分においては、すべてを規制するという部分において、やはり必ずしもプラスであるというふうには考えておりません。やはりその地域の中でさらなる復興を進めていくための必要な取り組みの1つとしてそういう活動も考えられるわけですが、ただ、そういった活動で規制を入れないということになった場合について、被害を拡大させてしまうような要因が事前にあるということで考えておりますので、そういった防止策の1つとしてこういう構造物の構造的な制限をさせていただいているということでございますので、ご理解いただきました。

いと思います。

議 長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） さっき言ったけど、高層マンションとか教育施設。教育施設だって義務教育施設でなくても高校だって、いろいろ専門学校だってある。そういう施設は可能なんですか。

議 長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） まずご質問のありましたマンションということになりますと、マンションにつきましては、いわゆる住居の用に供する建築物、いわゆる共同住宅ということになりますから、この第4条第1項によりましてその地域内への建築というものは禁止されることになります。

また一方、教育施設という部分におきましては、直接ここの第1号から第3号までの表現としては入れておりませんが、多人数が収容する公共建築物というふうなことも考えられますので、ここは町長の判断がここに一部入ってくる形になろうかと思えます。

そういう形で、住居の用に供する部分につきましては禁止をさせていただきますが、それ以外の建物については、原則その地域内での建築は認められる。ただし、特に今申し上げたようなホテル、旅館等の宿泊施設、医療施設、社会福祉施設等の建築物、さらに多人数を収容する公共建築物というふうな部分については、構造的なものをしっかりとつくっていただかないと、そこについて建築をしていただくわけにはいかないということで考えております。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。2番高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 災害危険区域に指定しました区域内の4条2項1号から3号までの建物について、安全な構造の場合は認めるとしておりますが、特に2号の医療施設、社会福祉施設は、迅速な避難が困難な高齢者が利用する施設です。今回の大震災での津波の教訓は、とにかく逃げることです。また、ホテル、旅館も高齢者の利用が考えられ、多人数を収容する公共建築物は子供や高齢者の利用が同じく考えら

れます。

以上の観点から、災害危険区域には住居の用に供する建築物と同様、第2項に示す建築物は建築すべきではないので、同項を削除した亶理町災害危険区域に関する条例の再提出を求め、上程されたこの条例案に対しては反対いたします。以上です。

議長（安細隆之君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。15番島田金一議員。

15番（島田金一君） この中の今問題になっているのは第4条だと思います。その中で内外の事業所から申請があった場合、安全な面で厳格な規制の建物を建てる必要がございます。海岸までの距離、構造的な強度、そういうことを含めてこの4条の規制は必要だと思いますので、私は賛成いたします。

議長（安細隆之君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第47号 亶理町災害危険区域に関する条例の件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立多数であります。よって、議案第47号 亶理町災害危険区域に関する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第48号 工事請負契約の締結について（平成23年度  
社会資本整備総合交付金事業 町道亶理浜吉  
田線道路改良工事（繰越））

議長（安細隆之君） 日程第8、議案第48号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第48号についてご説明申し上げます。

工事請負契約の締結について。地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次

のとおり契約を締結することができるものとする。

1、工事名 平成23年度社会資本整備総合交付金事業（町道亘理浜吉田線道路改良工事（繰越））でございます。

2、請負金額 7,077万円。

3、契約の相手方 亘理町逢隈高屋字中原39番地1 株式会社太田工務店。

なお、今回の落札率につきましては、95.0%でございました。

続きまして、右側の資料でございます。

1、入札年月日 平成24年6月1日。

2、入札の方法 条件付き一般競争入札。

なお、この条件の主なものといたしましては、亘理町内に本店を有する事業者で、土木一式工事について特定建築業の許可を受けている者が1つと、それから総合評点が700点以上、この2つが主な条件でございます。

3、入札業者名 株式会社阿部工務店、阿部春建設株式会社、株式会社太田工務店、株式会社斎藤工務店、千石建設株式会社、株式会社八木工務店の6社でございました。

4、入札回数 1回。

5、工事場所 亘理町吉田字松元地内外

6、工事の概要 道路改良工事。長さ587メートル、幅員9.5メートル、うち歩道が2.5メートルでございます。土工、路床置換2,500立方メートル。排水工、各種排水側溝設置一式、集水桝11基。路盤工、下層路盤、車道でございますが4,240平方メートル、同じく歩道につきましては1,030平方メートル。舗装工、上層路盤、車道3,970平方メートル、表層、車道3,940平方メートル。表層、こちらは歩道でございます。1,100平方メートル。付帯施設工、歩車道境界ブロックC型374メートル、ガードレール450メートル、転落防止柵111メートル。

7、工期 平成24年6月19日から平成25年1月31日までとなっております。

なお、右ページ以降に工事施工箇所及び断面図を添付しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 工事請負契約は議会の議決事項である請負額5,000万で条件付き一

般競争入札があったときに、今まですべて町内の業者が参加したケースはありますか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） あると記憶しております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 5,000万以下の条件付き一般競争入札をやった場合に、町の業者が参加しているケースは何件くらいありますか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 5,000万以下での一般競争入札については行っておりません。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 従来は市町村の事業ごとに、設計施工ごとに発注しているわけなんです。国土交通省が、東日本大震災の復興事業で従来のやり方ではなくて別なやり方を考えていると思うんですけれども、どういうことを構想しているのですか。わかれば答弁ください。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 多分議員さんおっしゃっているのは、今回の大震災におきまして工事の量が多大な量だというふうなことで、一般的な工事ではなくて、工事、設計等々を一括で発注できるというふうな内容かと思いますが、情報としては入ってきておりますが、正式にまだ県、国のほうから入っておりませんので、現時点ではそうなるようだというふうなことで解釈しております。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。12番高野 進議員。

12番（高野 進君） 工期、これは25年1月31日であります。工期がおくれた場合のペナルティがあるのかどうか、これをお伺いしたいと思います。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 基本的には当然工期内ですけれども、その都度、どのような理由なのか、その理由によって判断させていただくというふうなことになります。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 理由もさることながら、期間のおくれということがあります。短い期間か。方々の工事といいますか震災道路工事、復興工事やっています。1月末に

終わるべきであろう看板が、6月30日、間もなくですけれども、それまでも終わりにしないようなところが方々見受けられます。これについてどのような指導をしているか。きつくやるべきだと思うので質問しております。いかがですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 今後も工期内を守っていただくように指導はしてまいりたいと思います。ただ、その都度の、先ほど申し上げましたとおり、事情等により変わってくると思いますけれども、原則的には工期内というふうなことで今後も指導してまいりたいと思います。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第48号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議案第49号 土地の取得について（割山採取場用地拡大事業）

議長（安細隆之君） 日程第9、議案第49号 土地の取得についての件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） それでは、議案書の26ページをお願いいたします。

議案第49号 土地の取得についてを説明申し上げます。

今回の土地の取得の目的は、東日本大震災に伴う復興関連事業のため大量の盛り

土材の確保が必要となることから、割山採取場を北側に拡大するための用地取得でございます。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

- 1、事業名 割山採取場用地拡大事業。
- 2、所在地 亘理町逢隈神宮寺字鍋倉128番地2 外8筆
- 3、面積 2万7,779平方メートル。
- 4、金額 2,500万1,100円。
- 5、契約の相手方 亘理町逢隈神宮寺字前山77番地 坂下俊一 外7名

次のページは、割山採取場用地拡大事業土地取得明細表でございます。全部で9筆でございます。地番ごとの明細については、ごらんのとおりでございます。合計で2万7,779平方メートルでございます。地権者は8名でございます。平米当たり900円で取得予定でございます。

28ページは現況平面図、29ページは公図の写しでございます。取得する土地については赤い蛍光ペンで囲んでございます。

以上で、議案第49号について説明を終わります。よろしくご審議方お願いを申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今、計算すると平均1平米900円なんです。山林と畑ではどういうふうになっているんですか。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） 用地買収につきましては、ご質問のとおり地目での買収というふうな形で単価を出すわけでございますが、農地についても純然たる農地としての売り払い価格、それから宅地に見込まれるような農地というふうなことがございます。

今回の買収については、山林そのものの取引価格ということで平米当たり900円というのを出させていただきました。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 畑も同じなんですか。畑も山林も同じというふうに理解していいん

ですか。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） それでこの中に畑2筆が示されておりますが、地目上は畑でございますが、現況は山林という、あくまでも買収する上では現況の地目によって買収させていただいております。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。4番小野一雄議員。

4番（小野一雄君） この関係について、割山の採取場の関係については前回いつ購入したのか。そして、当時の購入単価と現在の単価の比較、ここを説明していただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） 互理町の割山の採取場を確保したといえますか、買収時期については、ちょっと今資料を持っていませんので、後でお答えしたいと思います。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 後でということなのですが、恐らく今回は平米単価がかなり上がっているのかなというふうに予測されます。周辺のいろいろな宅地の上昇率もいろいろあるので、早期に調べて後で回答願います。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。5番佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 買収価格、平米900円ということでございますが、価格決定する際に、売買実勢等々を参考にされて決定された単価なのか。当初予定していた価格より上がっての価格だったのか、その辺お聞かせ願いたいと思います。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） この場所についての買収でございますけれども、実際山林の取引というのは、本当はないというのが現状でございます。それで、平成16年の3月に、県の砂防ダム、この近辺で一番近いところで愛宕沢の砂防ダムの工事がございました。そのときに買収を県のほうでしておりますが、それについては1平米当たり1,200円ございました。ただ実際に地価については、皆さんもご承知のことと思いますが、下落しているというのが実情でございます。ただ、取引する上で最低の価格といえますか、そういったことも勘案いたしまして、その1,200円から比較しますと25%ぐらいの下がりと思いますが、900円ということで提示させてい

ただきました了承を得た上で契約といった運びでございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 私は基本的に環境破壊ということで、余り自然をいじくってほしくないと思うのですけれど、ただ今回、震災の復興ということで、この場所から砂利なりを採取するというふうなことだと思うのですけれども、面積はわかったんですけれども、それからとれる量、何とか立法メートルとかという、その量をちゃんとはかった上でこの面積を確保したのかどうか、まずお尋ねします。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） それでは、お答えをいたします。

今回の面積2万7,000平米ですが、ここからとれる量は100万立米を予定してございます。北に進めば進むほど多くはとれるのですけれども、何しろ地形というのがございます。山というのはこのように垂直にはとれないわけです。段階的に段をつくらなければならないものですから、そういうのを計算しますと100万立米かなと思っております。

議長（安細隆之君） 2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） そうすると、復旧工事に使うのはわかるのですけれども、具体的にどの部分で使ってこの量が必要だったかというふうな計算しての多分取得だと思っておりますけれども、その辺の具体的なものを教えてもらえますか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 今回割山100万立米を予定してございます。

私のほうで全部で11カ所を見込んでおります。町内に6カ所、角田に4カ所、山元に1カ所、合計で530万立米を見込んでおります。それに今度使う量が、今のところは270万立米と見込んでおりますけれども、何しろ現在国交省、そしてまた農林省、県のほうで海岸堤防のほうに運んでございます。その関係で530万立米を見込んでいても、どんどん減る可能性がございます。そのほかに民間の盛り土のほうもです。また、今度使うほうとしまして一応25事業を見込んで、270万、280万と見込んでおりますけれども、これももう一度精査をしなければならないと思っております。果たして本当にその範囲内で間に合うのか。300万なのか、400万なのか。その辺もまだ未知数でございます。だから、今のところはあくまでも概算というような数字かなと思っております。

議 長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） ではこれからの進捗状況によっては、5年先、10年先になるかわかりませんが、不足が生じた場合にはさらに土地を取得して、この割山周辺から砂利を集めるということもあり得るということですか。

議 長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 果たしてその範囲内で間に合うかどうか、先ほどお話ししたとおりです。それで実際に足りないとなった場合には、果たして割山が可能なのか。その辺も地形を見ながら、そしてまた地権者、どういう地権者がいるのか。その辺で考えなければならぬのかなと思っています。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） ここを掘削するわけですが、この掘削終了後、町として何かこの場所につくるとかという予定はあるのですか。何かに使うという。

議 長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 今のところは約2万8,000、2町8反ですね。とって平らにすると、このような計画でございます。今のところはまだ予定はございません。

議 長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 私は岩手県出身、東山町というところなんですけれども、あそこは石灰石がとれるところで、石灰のすごい石灰工場ができています。山を削って今もすごい削って半分くらいのところもありますし、全部削って山が全くなくなったところもあります。そこには、町で公園、それから球場をつくっているんですけれども、そういうような考えというのはないのでしょうか。

議 長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 現段階では計画はございません。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） まず、小野議員の質問について回答が保留されておるわけですが、まず、討論に進む前に回答が必要なのか、小野議員。

4 番（小野一雄君） 参考意見として愛宕沢の関係を聞きましたので、議事を進めて結構です。

議 長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第49号 土地の取得についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号 土地の取得についての件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

再開は1時10分といたします。休憩。

午前0時06分 休憩

午後1時10分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、用地対策課長より、割山採取場の件について説明したい旨の申し出がありますので、発言を許します。用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） それでは、議案第49号の関係につきまして、午前中小野議員のほうからご質問があった件でございますが、亶理町所有の北猿田91の1の土地につきましては、昭和30年の合併の時点においても亶理町の土地でございました。そこで、通常、取引価格の参考といたしますのは5年ぐらい、さかのぼっても10年ぐらいを対象とする形で土地取引といたしますか、買収単価を決定するものでございますので、今回の買収単価につきましては、先ほど佐藤議員のほうからご質問がありました愛宕沢の買収を参考とさせていただきまして900円という形での提示をさせていただいて、地権者の方々から了解を得て契約をしたというふうな状況でございます。

日程第10 議案第50号 平成24年度亶理町一般会計補正予算（第2号）

議長（安細隆之君） 日程第10、議案第50号 平成24年度亶理町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第50号 平成24年度亘理町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

平成24年度亘理町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ195億9,085万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ809億6,268万4,000円とするものでございます。

第2条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

今回の補正でございますけれども、第2回目の申請分の東日本大震災復興基金額が示されたことに伴います補正が主なものでございますので、説明につきましても交付金関連予算を中心に説明をさせていただきたいと思っております。

それでは歳出からご説明申し上げますので、17ページをお開きいただきたいと思います。17ページ、歳出でございます。

初めに、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費452万円の増額でございますが、右側の説明でございますけれども、15節の工事請負といたしまして荒浜、吉田両支所の掲示板設置、このために126万円を増額するものでございますが、このほかに19節におきましては、被災しました箱根田西、開墾場、この2地区の集会所の改修工事に対します補助金といたしまして合わせて215万7,000円を補正するものでございます。

続きまして、ちょうど真ん中ぐらいになりますけれども6目の企画費4,484万2,000円の増額でございますが、これも右側の説明、真ん中よりも下ぐらいになりますけれども、18の常磐自動車道スマートインターチェンジ整備事業費の4,427万3,000円でございますけれども、これにつきましては高屋地区に予定しておりますスマートインターチェンジ、こちらのほうに一般道路から接続する場合につきましては、国土交通省の連結許可というのが必要になります。そのために申請に必要な測量調査、それから基本計画を策定するための委託料といたしまして4,400万円を補正するのが主な内容となっております。

続きまして次のページをお願いいたします。

12目基金管理費でございます。188億1,970万9,000円の増額補正でございますけれども、これにつきましては復興交付金で、これはすべて一たん基金に積み立てをするというふうなことでございまして、今回第2回目で申請しました交付金事業のうち認められた事業分の交付金について積み立てを行うというふうな内容のものでございます。

初めに、右側の説明の一番上、7震災復興基金費95億6,998万7,000円でございますけれども、これは震災復興に充てるための財源としていただきました寄附金418万1,000円、それから震災復興交付金のうち県経由で交付されます亘理町いちご団地造成事業を初めとします、ここに続けて記載されております5事業の交付金をすべて基金に積み立てを行うというふうなものでございます。

次、すぐその下でございますけれども、8東日本大震災復興交付金基金費92億4,972万2,000円の増額補正でございますけれども、これが基本的なやり方になりますけれども、町が申請しまして町に直接交付される分、これの交付金を積み立てるものでございます。その中で一番上にあります亘理町いちごファーム造成事業、これが1億8,347万2,000円の減額となっておりますけれども、これにつきましては初め、この事業につきましては、町に直接交付されるというふうなことから予算化しておりました。その後、県経由で交付されるというふうになったことから、今回減額いたしまして、今説明申し上げました上にあります7の震災復興基金のほうに新たに増額というふうな形で補正をしたものでございます。

なお、上と下で2,000円ほどの金額の違いがございまして、これにつきましては積算のときの端数処理の関係で違いが出ているものでございます。

次に13目事務改善費440万1,000円の増額補正でございますが、これにつきましては震災に伴います土木関連の事務量が増加しているというふうなことから、現在使用しております土木積算システム、これを他のパソコンでも使用できるようにするためというふうなことで、ライセンス数を追加するための使用料の追加。それから、新たな仮庁舎、今度は下になりますけれども、3階への電算関係のLAN工事などが主な内容となっております。

次のページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費8目被災者支援費460万円の増額でございますけれども

も、これも右側の説明にございますが、4 仮設住宅管理費の公共ゾーンの仮設住宅の雨水につきましては、公共ゾーンの南側と東側に排水路を掘りまして、そこに流れるようにして処理をしております。ところが、たまった水がなかなか流れないというふうなことがございまして、今回浚渫工事をするとともに、南東角のところを少し掘りまして、そこに水を集めましてそこにポンプアップするというようなことで、そのポンプ設置の工事費として約300万円。それからその下にございますゲートボール場を含めましたふれあい広場整地費といたしまして約160万を補正するものでございます。

次のページをお願いいたします。23ページになります。

4 款衛生費 1 項 5 目環境衛生費5,909万5,000円の増額補正でございますが、これも右側の説明にございますが、町内空間線量メッシュ調査業務委託料につきましては、町内全域を住居地につきましては250メートル区画、その他の地域につきましては500メートル区画に分けた700地点。それからそのほかに学校、保育所、公園が89施設ありますので、これと合わせまして合計で789地点の放射線量を測定するための委託料でございます。また、その下にありますあぶくま公園除染業務委託料でございますが、毎時0.23マイクロシーベルトを超えているというふうなことから、あぶくま公園の表土10センチ分を表土から30センチ掘ったところへ埋め戻すというふうなことで、上下を入れかえするというふうな形での除染作業を行うための委託料でございます。

なお、費用につきましては、全額国から補助として出るというふうなことになってございます。

次に、一番下のほうになりますけれども、6 款農林水産業費 1 項 6 目農地費269万8,000円の増額補正でございますが、これの主なものにつきましては右の一番下のほうになりますけれども、9 県営農地整備事業費の200万円で、逢隈西部地区の経営体育成基盤整備事業の事業費、これそのものがふえたというふうなことで、町が負担をしておりますのでそのルール分として、あわせて町の負担分も増加したというふうな内容でございます。

次のページをお願いいたします。13目の復興事業費37億7,962万円の減額補正でございます。これにつきましては、東日本大震災復興交付金第2回目の申請で承認された事業分で今年度実施する分の補正というふうなことになります。一番上の

4 亘理町いちご団地造成事業費につきましては、復興庁との協議の中で事業等の見直しなどにより事業費を圧縮するというふうな上で認められたことから、これにつきましては当初予算で計上しておりましたので、当初予算で計上しておりました154億円から今回の減額分の43億8,189万円を減額するというふうな内容でございます。

5の農業用機械施設整備事業費、これにつきましては新たに建設を予定しておりますミニライスセンター、これは20棟分でございますけれども、これの建築に伴います建築確認申請手数料としての60万を補正したものでございます。

6の亘理町いちごファーム造成事業につきましては、申請額は全額認められておりましたが、事業費積算時の端数処理の関係で、4月臨時会での補正予算の計上額と3,000円の差が出ております。そのようなことからその差額分のみ今回減額するというふうな内容でございます。

9の農山漁村地域復興基盤総合整備事業費につきましては、吉田東部地区の圃場整備前の調査設計に係ります委託料として2,900万円。

それから、10亘理町花卉・野菜団地造成事業費4億9,375万5,000円につきましては鳥屋崎地区に、そして、11の亘理町いちご選果場整備事業費7,891万8,000円につきましてはいちごファームの隣接地に、それぞれ整備するための調査測量設計等の委託料と工事請負費というふうなことでございまして。

一番下になりますけれども、3項1目水産業振興費976万6,000円の増額補正でございますけれども、説明につきましては次のページになりますが、説明の一番右上のほうになりますが、補助金でございます。これにつきましては宮城県南部施設保有漁業協同組合、こちらが実施します被災しました漁船の修理等を行った上で被災漁業者に貸しつけをするといった事業、それから、漁船の設備の設備費等に対しまして国、県から補助が出ますが、これとは別に町が独自にかさ上げを行う補助金分といたしまして10そう分でございますが、976万6,000円を補正する内容でございます。

続きまして、8款土木費2項3目道路新設改良費2,432万円の増額補正でございますが、まず、右側でございます3改良事業費につきましては、東郷東鹿島線の改良工事に伴います用地取得費280万円。それから、町工事に伴います電力、N T Tの柱の移設、それからその戻し工事分といたしまして252万円。それから、4の舗

装事業費1,900万円につきましては、神宮寺高屋線、場所につきましては榎袋と鷺屋地区の場所になりますけれども、これの舗装工事というような内容になってございます。

一番下になりますが、4項6目復興事業費43億3,541万1,000円の増額でございますが、先ほどご説明申し上げました農林水産業費と同様に第2回目の交付金事業申請で承認された事業で、今年度実施する事業分をそれぞれ補正するものでございますけれども、右側の説明にあります3と4の避難道路新設整備事業費、これは荒浜地区と吉田地区とそれぞれ3億円、それから7億8,000万円減額になっておりますが、これにつきましては、荒浜、吉田両地区に分けておりました事業費を、今回地区分けせずの一つにまとめて新たに予算計上するというふうになったことから、今回この分を減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。30ページでございますけれども、ここからはすべて新たに予算計上するものでございます。

まず初めに、8防災集団移転促進事業費38億3,675万1,000円、これにつきましては防災集団移転事業を計画しております6カ所の設計委託料、工事費、用地買収費をそれぞれ予算計上したものでございます。

19節負担金補助及び交付金の1,560万でございますが、これにつきましては集団移転事業を利用しないで個別に移転する方の移転費用の補助金でございます。

次に、10住宅・建築物安全ストック形成事業費4億9,206万円でございますけれども、今説明申し上げました移転費用補助金と同様に、防災集団移転事業を利用しないで個別に移転する方、その方が新たに住宅を建築または取得する場合、土地代も含めてでございますけれども、取得等に係る借入金の利子に対して708万円を限度に補助を行うというふうな内容のものでございます。当然集団移転事業で移転等をされる方につきましては、その事業の中で見られるというふうなことでございます。

11の復興まちづくり総合支援事業費3,339万円につきましては、今後各種復興事業等を行う上で必要になります関係機関等の協議、それから意見調整、資料作成等、全般的に総合的なマネジメントについて委託をする内容となっております。

12の復興まちづくり総合支援事業と次の13防災まちづくり計画策定事業につきましては、今回の東日本大震災の結果を踏まえまして、今までの被害想定等を見直し

た上で新たに計画を策定する必要があることからのハザードマップ策定委託料として690万円。それから、防災まちづくりの計画策定委託料といたしまして1,430万円をそれぞれ増額補正をするものでございます。

一番下になりますが、14復興関連盛土材確保事業費3億7,601万円でございますが、今後の復興事業で大量の盛土材が必要だというふうなことで、町の割山採取場の北側を拡張するため、先ほどご審議賜りました用地取得の費用といたしまして2,501万円。それから、樹木の伐採などの造成費用といたしまして3億5,100万円を増額補正するものでございます。

なお、この用地取得費につきましては対象外でございましたが、この伐採費用の3億5,100万につきましては交付金事業で認められたというふうなことで、今回補正しているものでございます。

次のページをお願いいたします。

右側説明の2番目になりますけれども、16避難道路新設整備事業費5億4,700万円の増額でございますが、先ほどご説明いたしました荒浜、吉田地区に分けていた事業費を一つにまとめ、今回承認されました5路線分の測量及び実施設計委託料を計上したものでございます。

9款消防費1項3目消防施設費267万3,000円の増額でございますが、荒浜地区の消火栓2カ所の修繕に係る負担金として増額補正するものと、同じく5目の防災費2,000万円の増額補正でございますが、これにつきましては今回の震災を後世に伝えていくというふうなことから、東日本大震災活動等記録集を作成するというふうなことでその委託料でございます。なお、1万5,000冊を作成し、全戸へ配付したいというふうに考えております。

次のページをお願いいたします。

10款教育費でございますが、2項1目と3項1目の学校管理費でございますが、これにつきましては各小中学校の保健室でまだエアコンが設置されていない学校、小学校が4校の中学校が2校でございますが、それにそれぞれエアコンを設置するための工事費が主な内容となっております。

次に4項1目社会教育総務費301万7,000円の増額でございますが、内容については次のページをお願いいたします。説明の上のほうに9協働教育プラットホーム事業費361万8,000円の増というふうなことでございますが、これにつきましては東日

本大震災の影響によりまして、子育て環境が大きく変化しているというふうなことから、家庭、地域、学校が相互に連携しまして、地域全体で子供を育てる体制の整備やコミュニティづくりを行うというふうな県の委託事業でございます。そのようなことからこれは全額県の補助金でございますけれども、これを新たに追加いたしました。それで、前のページから最後のページまでの減額になっている事業費がございます。これにつきましては、当初予算で計上しておりましたこの内容が、今回のこのプラットフォーム事業と重なるというふうなことで、当初予算で計上しておりました分を減額しまして、組み替えをして改めてこのプラットフォーム事業で計上したというふうな内容になってございます。

それでは、歳入についてご説明申し上げますので、9ページをお願いいたします。歳入でございます。

まず初めに、9款1項1目の地方交付税3億9,492万円の減額補正でございますが、これは右側の説明にございますが、震災復興特別交付税でございますが、これにつきましては補助金の残額分に交付されるというふうな内容になってございます。そのようなことから、今回いちご団地、それから避難道路等の事業費が減額になったと。ふえた分もあるのですが、プラスマイナスで合わせまして結果的に減額になるというふうなことからこの額を減額補正したものでございます。

13款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金2,615万8,000円の減額でございますが、これは子どもための手当が児童手当に変わったというふうなことに伴いまして、子どもための手当部分を全額減額しまして、新たに児童手当として予算化したものでございますけれども、制度改正に伴いまして国分の負担割合が下がっております。そのようなことから総額としては減額になるというふうな内容でございます。

続きまして、2項国庫補助金2目衛生費国庫補助金5,909万5,000円の総額補正でございますけれども、これはあぶくま公園の除染、それから、放射線メッシュ調査に係ります補助金でございます。

一番下になりますけれども、3目土木費国庫補助金85億6,719万4,000円の増額でございますけれども、東日本大震災復興交付金の第2回目の申請で承認されました各事業の交付金を計上したものでございますが、右側の説明にあります①と②の避難道路分につきましては、歳出でもご説明申し上げましたが、荒浜地区と吉田地区

を分けていたものを一つにまとめるというふうなことで、新たに⑮に避難道路新設整備事業交付金として4億2,392万5,000円を増額補正しているものでございます。

次のページをお願いいたします。

一番上になりますけれども、8目農林水産業国庫補助金122億1,025万円の減額でありますが、こちらも第2回目の復興交付金事業で承認されたものですが、②と③につきましては、当初町に直接交付されるということで予算計上しておりましたけれども、県経由で交付されるというふうなことになったことから、歳出と同様に県補助金に組み替えを行うための減額でございます。

次に、14款県支出金1項1目民生費県負担金1,307万7,000円の増額でありますが、これも国庫支出金と同様でございまして、子どものための手当から児童手当に変わったことによります増減の補正でございまして、負担割合が変わり、国とは逆に地方負担分がふえたというふうなことで、トータルで増額となるものでございます。なお、町の負担分も県と同額程度負担増となる見込みでございます。

続きまして、2項2目民生費県補助金880万8,000円の増額補正ですが、これは自立支援法及び児童手当の改正に伴うシステム改修等に係る補助金が主なものでございます。

4目農林水産業費県補助金93億8,233万4,000円の増額でありますが、第2回目の交付金事業で承認されました事業のうち県経由で交付される交付金をそれぞれ計上したのですが、その中で、真ん中にありますけれども、亘理町いちごファーム事業の2,000円の減額につきましては、先ほど申しました積算上の端数の切り上げの差の分を減額というふうなものでございます。

次のページをお願いいたします。

16款1項1目寄附金480万1,000円の増額でありますが、東日本大震災復興資金分といたしまして23件418万1,000円、総務費資金といたしまして1件2万円、民生費資金といたしまして1件20万円、教育費資金といたしまして1件40万円の貴重な寄附をちょうだいいたしております。心から御礼を申し上げるものでございます。

17款1項1目財政調整基金繰入金3,242万8,000円の増額ですが、これにつきましては歳入に不測する分を調整財源といたしまして基金から繰り入れを行うものでございます。

10目災害復興基金繰入金97億4,685万1,000円の増額でございますが、積み立てを行いました震災復興基金のうち平成24年度に実施する事業分をそれぞれ予算化するものでございます。

次のページをお願いいたします。

12目東日本大震災復興交付金基金繰入金43億9,985万9,000円の増額ですが、こちらも一たん積み立てをした基金から平成24年度実施分をそれぞれ予算化するものでございますが、こちらにつきましては町が直接申請し、町が直接交付をされた東日本大震災復興交付金を積み立てた基金からの繰り入れということになります。また、一番上の亘理町いちごファーム造成事業につきましては、県経由での交付金となったことから減額をするというふうな内容でございます。

20款町債1項2目農林水産業債180万円の増でございますが、これは歳出でご説明申し上げました県営農地整備事業の事業費が増額になったというふうなことに伴い町負担金も増額になったことから、借入額の増額補正をするものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

第2表地方債補正でございます。内容は変更でございますが、ただいまご説明申し上げました内容でございますが、農業基盤整備事業債、限度額、補正前が940万円、補正後が180万円ふえまして1,120万円に限度額をふやすものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 歳出について質疑します。款の順序に質疑しますので、よろしくお願ひします。

まず18ページ、2款1項1目。集会所、公民館は、地域のコミュニティの中核であります。それでお伺いしますけれども、災害危険区域に指定されるであろうところを除いて、3.11で被災した集会所、公民館でまだ新築及び改修していないところはどこですか。これがまず第1点目。

第2点目、同じく18ページ、2款1項6目復興推進会議15名ですけれども、これはどういうメンバーを予定していますか。まずそれについて答弁をお願いいたします。

す。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 第1点目の一般管理費の中の19節の負担金補助でございますが、震災後、新築または改修していない場所ということで、荒浜地区につきましては鳥屋崎公会堂、もう1つが港町箱根田東で使っている集会所の2カ所でございます。いずれもこれは全壊でございますので、建物はすべて解体されてないという状況でございます。あと、吉田の東部地区におきましては、浜吉田北公会堂が全壊、あと長瀬浜の集会所と谷地の集会所については、今後大改修が必要だというようなことで、全体的には5カ所でございます。

議長（安細隆之君） 企画財政課復興管理専門官。

企画財政課復興管理専門官（山中松樹君） 予算のほうで復興推進会議の委員の内訳でございますが、復興計画に携わっていただいた委員の皆様を基本といたしまして、町民の方から関係者5名、それから産業関係者、農協、漁協、商工会、それから土地改良区それぞれ1名ずつ4名。それから議会のほうから特別委員会の委員長、副委員長。それと農業委員会の会長を今予定しております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今の点に関連して、前の議長さんの後ろの浜吉田東ですか。あそこの集会所は大丈夫なんですか。それがまず1点目。

あともう1点、復興推進会議ですけれども、議会が復興推進会議に入るかというのは議会の問題なので、それはまだ我々は議論していないんですね。それだけは念頭に置いてください。

2点目、24ページ、4款1項5目。除染対象のことなんですけれども、汚染重点調査地域に指定されている9市町村のうち石巻を除いて8市町村で除染実施計画を作成しております。そのうち、小中学校は42校に上ります。亘理町だけがゼロなんです。これは今から調査するということだと思っておりますけれども、そのことを踏まえて今後どうするのかまず第1点目。

第2点目。28ページ、6款3項1目。先ほど説明ありましたがけれども、宮城県南部施設保有漁業協同組合、これはどういう組織ですか。その説明をお願いします。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） まず第1点目の集会所関係での浜吉田東につきましては、被害状

況については浸水はしたわけですが、いろいろと地区の方々の努力で改修したということでございまして、今後の計画については今のところ区長さんからお話はいただいております。

あとちょっと飛びますけれども、3点目の4款の放射能関係の、今後どのような状況になるかということで、石巻については、議員さんがおっしゃるとおり、除染計画が採択はされましたのですが、除染計画に進むまでの除染対象区域の、まだ全然そこら辺の準備ができていないと。それ以外の8市町につきましては、亶理町も含めて、環境省のほうから助成の内示をいただいておりますので、それぞれの市町村で今後実施していくということでございまして、本町の場合の、特に小さいお子さんが集まる場所、公園または保育所、児童館、小中学校という公共施設につきましては、これから、きょうの予算が議決されましたら、早速空間線量のメッシュ調査業務委託をしまして、1カ月以内に789カ所の測定箇所を業者に確認していただいて、正式なるデータをつくっていただいて、その中で今後線量が時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の箇所については、第2回目の亶理町除染計画を策定して除染を進めるというスケジュールになっております。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 先ほどの質問でございますが、宮城県南部施設保有漁業協同組合とはどういうことかという質問だったと思いますが、この組合は、松島から山元町までの漁協さんが一堂に会しまして、今回、漁船またはノリ、カキ、そういうものを早急に復旧させるために組合を設立しました。なぜかといいますと、漁協さんがこういう施設を保有するという事は、今漁協さんのほうも政府資金を投入しているという観点から新たな組合を設立して、そういう施設の復旧・復興を早くしたいというような組合の組織でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 30ページです。8款4項6目ですけれども、住宅・建築物安全ストック形成事業。これは要するに先ほど説明ありましたけれども、災害危険区域から個別に移転した場合の利子補給を行うというふうな事業でありますけれども、例えば、長瀬8班の方が5戸以上まとまって集団で亶理町の別なところに移転した場合、その場合の町独自の利子補給を含めて援助はどうかというところがまず第1点目。

第2点目、34ページ、10款2項1目と10款3項1目のエアコンですけれども、こ

これは保健室にエアコンを設置するんですね。教室にはどうするのか。これが2点目。

第3点目、36ページ、協働教育プラットフォーム事業。事業の目的を説明されたけれども、具体的にどういうことをするのかイメージがわからないのです。それを説明してください。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 議員のご質問の中にありました住宅・建築物安全ストック形成事業ということで、これにつきましては、この事業制度は国土交通省の事業で、今回私どものほうの災害危険区域内に住んでいらっしゃる方が、今後集団移転に参加せずに個別に移転する場合にその利子の分を助成するというものですが、ご質問にありましたように、災害危険区域以外の地域の方がもしまとまってこういうふうな部分をやった場合ということになりますと、基本的に今回のこの事業の対象からは外れることとなります。ただ、金額的な見方といたしまして、同様に利子補給といたしまして上限額が708万円ということになっておるわけですが、そういった対象者に708万円をもし交付するというふうなことで試算いたしますと、48億8,500万円が必要というふうな形になります。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） 2点目の各教室のエアコンですけれども、今回は保健室のみということで計上させてもらっているわけですが、各教室にすべてエアコンを設置するとなると、ごらんとおり1カ所大体150万から160万くらいのエアコン設置の費用がかかるわけでございます。そういった中で各教室すべてとなると、なかなか今現在では進み切れないということから、まずは保健室、子供たちがぐあい悪くなったときに休む場所、ここについてエアコンをすべて設置したいということで今回計上させていただきました。

今後につきましては、職員室も含めて各教室についてもいろいろと検討していかなければならない。特に金額的にかなりの金額になりますので、計画的な内容でいかなければならないとなかなか設置が難しいのかなと今のところ考えているところでございます。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（鈴木久子君） それでは、3点目の協働教育プラットフォーム事業についてご

説明申し上げます。

先ほども財政課長が申しましたとおり、当初予算で計上しております事業の中で、協働教育プラットフォーム事業の趣旨に合うものを組み替えて実施する事業でございます。

事業の内容としましては、思春期保健体験事業とか、そういったいろいろな学校に対する支援の事業、そういった事業に対する講師謝礼。それから、企業に対する出前講座、少年教育、働く婦人の家、公民館事業で実施しております事業等を組み替えて実施するものでございます。新たな事業費の計上といたしましては、子ども見守り隊スタッフジャンパー作成等の事業でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） まずは30ページの12番と13番復興まちづくり総合支援事業のハザードマップ、そして防災まちづくり計画策定事業の委託料の件について伺います。

このやり方ですけれども、いつまでこれを作成するのか。そして、作成する場合の考え方なんですけれども、業者さんに委託してその成果品をもってハザードマップとするのか、あとは防災計画とするのか。町民の方々の考えをこれに十分反映させる計画はあるのか、ないのか。地域に一番詳しいのは地域の方で、歴史的背景を知っているのも地域の方々なので、幾ら委託業者が専門的知識を持っていたとしても、互理町に合ったような防災計画とかハザードマップをつくってくるとは限りません。そのようなことを考えた場合、期間はいつまでこれをとって、策定委員会等を、もしくはその過程でつくって、綿密な将来の防災マップ、地域防災計画をつくる考えでこのような予算を計上したのかが1つ。

あともう一つは、スマートICの構成メンバーの委員会があったと思うんですけれども、これらはどのような形で、どのように進めるような委員会と考えているのか。

あともう一つ、ちょっとわかりにくいところが復興基金、これは県経由だと。復興交付金は国に直接申請して回ってくるものだと。その仕分けが、皆さんはプロだからわかるけれども、我々にはなかなか通じないところがあるんですね。どれが、どのような場合が復興基金で、どれが復興交付金の事業なのか。その仕分けの中身がちょっとわからない。

あともう一つが地方債。4ページにあると思いますけれども、上限は3%。だけ

ど実際の利率はどのくらいの利率で借りる予定なのか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） それでは私のほうでは30ページ。30ページでございますが、復興まちづくり総合支援事業のハザードマップ策定事業と防災まちづくり計画策定事業の2点でございますが、これについては、議員さんがおっしゃるように、業務全体的には委託を考えております。しかしながら、すべて業者に丸投げして策定をするというものでは決してございません。議員さんのおっしゃるように、やはり今回の大震災を踏まえた上での見直しということでございますから、一番よくわかっているのは被災された町民の方でございますので、そういう方々の十分な声も反映させていただきながら防災計画の見直し。そして、ハザードマップについても、国でハザードマップを今修正をしておりますので、それらを踏まえて策定というふうになりますので、期間的には、ややもしますと本年度内に完成するという状況にならない場合も想定されるんじゃないかというふうには考えています。その場合には繰り越しをさせていただいて、しっかりしたものを策定したいというふうを考えております。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） すみません。順番ちょっと違うかもしれませんが、まず最初に、復興交付金の経由分と直接分の違いですけれども、これについては国のほうでまず決めているというふうなことで、考え方としては、今回の結果からいくと、農業関係というか農政関係、こちらのほうが県経由になっております。それ以外については、直接申請の直接交付の形になっています。そういうふうな考え方で、今出ている中ではそれで間違いのない形になっています。

それから、スマートICの推進会議の委員ですけれども、町長を筆頭に国が1名、それは地方整備局でございます。それから、県、これが土木部関係から2名、それから高速道路というようなことでネクスコのほうから2名、あと地元商工団体というようなことで商工会、土地改良区、農協、漁協というようなことで4団体から4名。それから、こちらのほうで考えておりますのが、高屋の区長さんと全部の区長会長さん1人というふうなことで区長会のほうから2名。それから、警察のほうから県警から1名、亘理警察署から2名というようなことで警察関係が2名。そのほかに町のほうから関係課というふうなことで総務課長、都市建設課長、農林水

産課長、商工観光課長を考えております。合計18名でございます。そこに企画財政課のほう事務局というようなことで入る予定でございます。

なお、このスマートインターチェンジの連結許可を申請する場合、必ずこの協議会をつくれというふうなことでなっております。ただ、今言ったメンバーが、何回も集まるのは実際のところ大変なものですから、簡素化というふうなことで勉強会というふうなその下の組織をつくって構わないというふうなことで指示されておりますので、現在国と県、ネクスコ、それから商工会の4人の実務担当者が集まりまして、これまでも3回ほど勉強会を開いていまして、それである程度固めたものをこの協議会のほうに諮るというふうな進め方の予定でございます。

最後に、起債のほうでございますけれども、現在だと多分1点何%というふうなことだと思っておりますので、その借入れの段階で実際の利率については確定するというふうなことになります。ただ、限度額はとにかく3%以内ですよというふうなことですけれども、実際は1点ちょっとぐらいの利率になろうかと考えております。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 13ページなのですが、17款1項10目の説明の中の復興マラソン大会開催事業がございますけれども、まず高校駅伝はよそのほうに行ってしまいましたけれども、今回この復興マラソン、いつどのコースで、規模はどのくらいで、また、一流選手を呼ぶのかどうか、復興ですから、どのような考えを持っているのかお願いしたい。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（鈴木久子君） 復興マラソンにつきましては、今のところまだ実行委員会を開催していないところではありますが、今の案といたしましては11月11日を予定としております。内容につきましては、荒浜中学校を起点といたしまして、県道今泉荒浜港線を高須賀方面に行きまして、折り返しコースで考えております。対象といたしましては、今回災害等の関係も考慮しまして、高校生は除き18歳以上の方それから親子、小中学生につきましては町内限定として予定をしております。先ほど議員さんおっしゃられました招待選手等につきましては、今のところ考えておりません。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） わかりました。

あと22ページなんですけれども、3款1項8目の説明のほう、公共ゾーン仮設住宅ふれあい広場整備工事ということで、これはできるということで非常にいいなと思っております。それで、どのような設備をされるのかと、もう一つは、場所的なものにもよると思いますが、よその仮設のほうからうちのほうもつくってもらいたいと、もしこういう声が入った場合どのような対応をされるのかをお願いします。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（齋藤幸夫君） まず、公共ゾーンの場所でございますが、住宅建物の南側から東側の場所になります。サポートセンターのちょうどすぐ東側に残土を盛り土したところがございます。そこが約4,000平米ございまして、それを整地をいたしましてゲートボール場2面とあわせて整備したいというふうに考えてございます。

その内容につきましては、まずもってゲートボール場のほうにつきましては、整地をしたところについてはゲートボール協会のほうでコートづくり、ライン引きなどのコートづくりをやります。それから、公園につきましては、まだいろいろな遊具を置くと、何かあった場合に責任の問題がございますので、なるべくそういったもの置かないで、ベンチとか花壇とか、本当の砂場、そういったものを計画しております。それにつきましても、第3集会所に今自治組織がございますので、そういった方々がNPOの力をかりまして、あわせて整備をしていきたいというふうに考えております。

それから、ほかの仮設住宅でございますが、それにつきましては今のところ、場所等もございませんので、まだ考えてはございません。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。15番島田金一議員。

15番（島田金一君） 16ページです。復興推進会議の委員15人の説明が先ほどございました。これは人選を見ますと、議会のほうは別として、産業界から4人、町関係等から5名というふうに前と同じような人選になっております。これは前に町長に質問したんですが、これのアドバイザーとして大村虔一前の会長さんという話も聞いておりますので、そういうアドバイザー制度またはワーキング部会とかそういうふうなところを、実施関係の最後の決定的な委員会になると思っておりますので、その点の考慮はなされたのかお聞きします。

議長（安細隆之君） 企画財政課復興管理専門官。

企画財政課復興管理専門官（山中松樹君） 今の部分で、委員の方につきましては、復興計画に携わっていただいて、その後ということもございますので、そういった関係で委員の方を決めさせていただいて、これにつきましては諮問機関とかの位置づけではなく、ご意見をちょうだいするとか、進捗状況をご報告するとかという会議でございますので、会長は町長と考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（安細隆之君） 島田金一議員。

15番（島田金一君） 一応住民に対する説明責任の会となると思いますけど、この会は本当に私も重要な会議だと、委員会だと思っております。やっぱり専門家チーム、また各世代のチーム、そういうものも含めまして、この委員会の下部機関でもいいんですけど、そういう機関をちゃんとはっきり決めて、町民の総意という形の機関にしてもらいたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 現時点では、先ほど専門官が回答させていただきましたけれども、そういった形でまずスタートさせていただきたいと考えております。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） まず第1点目、スマートインターチェンジの件ですけれども、連結許可がおりましたら、いつから利用できるようなことになるのでしょうか。もうちょっとそこら辺を教えてくださいたいと思います。

あともう一つ、放射能の除染の部分でメッシュ調査が入りますけど、この調査の結果、できれば私はきちっと地図状にして町民に知らせてあげて、安心を、事実を、現実を知らせていくことが大事なことだと思いますけれども、そういう計画はあるのでしょうかということ。

あともう一つ、防災まちづくり計画とあるのですが、これは地域防災計画とはまた違うのでしょうか。ちょっとその部分についてお聞きしたいと思います。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） まず1点目のスマートインターチェンジの開通予定でございますけれども、26年度開通を目指して現在進めております。ただ、一日でも早くというふうなことで、前倒しできるようにというふうなことで今現在進めているというふうな状況でございます。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 放射線の今回の町内の空間線量のメッシュ調査業務なのですけれども、この業務は1カ月ぐらいで調査を500四方にしたメッシュと、住宅地については250メッシュ、公共施設でも子供さんが多い公園、学校、保育所等については、その施設ごとにとということでの789カ所ですので、この結果を、天気次第もありますけれども、雨が降っていたりした場合は線量に影響が出ますので、そういう日を除けば基本的には今のところの計画では7月中には測定を完了したいと。そして、すべての亘理町内全地域のデータをまとめまして、地区説明会を9月上旬に実施したいということで今計画のスケジュールを考えております。というのは、8月中は、8月1日に川島先生の放射能に関する講演会、8月19日には環境フォーラムの中で石井先生の放射能についての講演会と2回予定しておりますので、やはり住民説明会に関しましては9月の中旬がいいのではないかとというふうな想定もございまして、一応3日間かけて亘理町内、被災地では吉田地区のみですけれども、それ以外はこちらの陸のほうで亘理と逢隈で実施をしたい。そのときには、しっかりとメッシュの中に線量を入れて、この部分は高いからやりますよというような説明ができて、町民の方にもより理解していただいて、次の事業展開にしていきたいと。ただ、調査前でございますけれども、亘理町内は著しく低い放射線量ということでございますから、どれだけの場所が出てくるかはわかりませんが、そういうふうな形で町民の方にしっかりとお知らせをしてやりたいと。

あと3点目でございますが、30ページの復興まちづくり計画と防災まちづくり計画について、それぞれの予算が計上されてはおりますけれども、私のほうで考えている防災まちづくり計画については、今までの地域防災計画の津波対策編を再度精査をして、やはり大きな災害の大津波が発生した場合にも対応できるような計画に見直したいということで考えている計画でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） メッシュ調査の部分は、ぜひ、高くなければいいのですが、小中学校に子供さんがいらっしゃる方、できれば3日間、3回以上になるのかもしれませんが、もし何かちょっと高いところがあれば、そういう小中学校のご父兄の方たちにしっかりとわかるような説明会をするべきではないかとそのように思います。

あともう1点、地域防災計画、防災まちづくり計画なんですけど、私この間の一

般質問で、防災会議に女性を参加させるべきではないかという質問をさせていただいて、答弁としては女性をこれから入れていくというご答弁をいただきましたけれども、これからの復興まちづくり、防災まちづくり、地域防災計画には、ぜひ女性の意見をしっかりと反映していただきたいと思うんですけど、その点についてどのようになさるのでしょうか。ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 1点目の放射能の関係については、しっかりとした図面で関係機関のほう、教育委員会とも調整させていただいて、そういう必要性があるとすれば、出向いて学校のほうとも調整させていただいて説明をさせていただきたいというふうに考えております。

2点目の防災まちづくり計画の地域防災計画でございますが、議員さんがおっしゃるとおり、現在の防災会議のメンバー構成につきましては、やはり男性の委員ということでそれぞれの組織の代表というふうなメンバーでございますが、議員さんがおっしゃるように男女共同参画社会の時代でございます。それらも若干見直しをさせていただいて、しっかりとした女性の防災の方も会議には参加していただいて、いろいろと貴重なご意見をいただきたいというふうに、進めさせていただきたいというふうに考えておりますのでよろしく申し上げます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑ありませんか。3番熊田芳子議員。

3番（熊田芳子君） 36ページですが、先ほど生涯学習課長さんが、協働教育プラットフォーム事業費として見守り隊のスタッフジャンパーを予定しているということでございましたが、今までも見守り隊のたすき、腕章、そういったものをつくっていただいているのですが、そういったものをかけて、前に副町長さんも見守り隊の会員だったんですけども、もう70名から今10何名ぐらいに減ってしまっています。小学校で年1回見守り隊の集まりがあるんですが、去年は、亘理小学校なのですが、今まで犬の散歩のときにたすきをかけたりしていた人たちからがらっと変わりました、民生児童員がずらっと並んでいるんですね。ですから、いつから民生児童員と見守り隊がイコールになったのかなということで、スタッフジャンパーというのは何の根拠があってつくるといふことなんでしょうか。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（鈴木久子君） 今まで熊田議員さんがおっしゃいましたように、たすきとか

腕章とかありました。今回つくるスタッフジャンパーは、雨が降ったりとか、そういったときにも使えるようにということも1つですけれども、反射材を利用したジャンパーをつくる予定であります。

議長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） 子供を見守りたいという方々は地域にたくさんいらっしゃると思うんですね。例えば、しらかし通り、今毎日、団体で歩いていらっしゃる方々がいます。やっぱり子供たちのことを心配したりして、そういうふうに本当に心の底から子供を守りたいという方々にそれをお渡しして、ちゃんと不審者対策とかそういうのを積み重ねるということだったらいんですけど、全部民生児童員の方々に、メンバーががらっと変わってしまっていて、私も校長先生と教頭先生なんかががらっと変わって、以前登録してあった方が全然出てこないのをおかしいと思うんですね。やっぱりそういった見守り隊というものは、なぜ、どういった面から出てきたのか。やっぱり不審者対策とか、交通事故が多発しているからとか、そういうことを地域の人も本当に子供たちを見守りたいという方々がたくさんいらっしゃいますので、そういう方々を募集して、その方々にこのスタッフジャンパーを配布して、しっかり見守ってもらうということが大切だと思います。町民の税金ですので、やはり有効に使われたほうがいいと思います。よろしくどうぞお願いします。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（鈴木久子君） 熊田議員さんのおっしゃるとおりだと思います。今、見守り隊の名簿を新たにもう一度、今まで登録されていた方の名簿を今再調整しているところでございます。その辺も踏まえましてしっかりとした対策ができるように努めてまいりたいと思います。

議長（安細隆之君） ほかに質疑ありませんか。6番安藤美重子議員。

6 番（安藤美重子君） 24ページの放射能のことなんですけれども、先ほど佐藤議員のほうからも質問があったのですけれども、期間が過ぎれば過ぎるほど線量は落ちていきます。9月ごろに計画を立てた場合、今現在よりも線量はどんどん下がっていくということも考えられます。そうしますと、0.23マイクロシーベルトよりも下がって、0.2とか0.21とかというふうになった場合においては、除染作業をどのようにするのか、お考えがありましたら伺いたいと思います。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 議員さんがおっしゃるように、時間がたつことによって半減期というのが当然ございますので、特にセシウムの134につきましてはセシウム137とは違っていて、半減期が2年ということでございますので、現在1年3カ月ということで、もうあとわずかで半減期になるということになると、セシウム134はだんだんなくなってしまうと、半分ぐらいになってしまうと。セシウム137については30年という半減期間でございますので、これについてはなかなかそういうふうな半減はしないのではないかなというふうな感じなのですが、確かにおっしゃるとおりでございます、県の会議でもそのお話をしました。環境省で除染計画をずるずる延ばして、その内容についても一字一句の文字の訂正とか、そういうもので差し戻しをしている状況でございます、全体の大枠でとらえている状況ではない状況でございます。そういうことから、うちの町長を初めとして首長さん方が県を通して国のほうに強く要望していただいて、非常なスピードで採択をしていただいたということでございます。そういうことで5月24日にうちのほうでは除染計画の承諾をいただきまして、すぐ翌日に除染計画の実施計画の概算要求をすぐさせていただきました。それも、1週間足らずで全額内示決定が、きょうの補正予算で歳入を見ていると5,909万5,000円が採択されました。すぐ始めてくださいというような状況でございます。

そういうことから、確かにそういうふうな状況は状況ですけれども、しっかりと調査をして、やはり安全・安心を確保していかなければならないという町の立場もございますので、やはり万が一その0.23マイクロシーベルトを下回った場合にどうするかという問題については、今後十分に、県のほうでもアドバイザーという形で東北大学の石井先生おられますから、十分先生ともご相談させていただきながら検討させていただきたいというふうに考えています。現段階としては、どうするかというのはまだ、調査前でございますので、今は簡易的に調査を全体的にやっているだけなものですから、今度はしっかりやりますので、その結果に基づいて判断をさせていただきたいというふうに考えております。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6番（安藤美重子君） よその町では、町の予算を使って0.2ぐらいのところを除染している町もあるように聞いております。我が町でも、例えば0.23を下回った場合、町費を使ってやっていくというお考えはお持ちでしょうか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 基本的には、小さなお子さんのいる施設ということになるのではないかなというふうな感じは持っております。

ただ、今のところ除染を、町内が線量高い場合に、一番優先しなければならないのは子供さんが集まる場所でございますので、それ以外についてはかなり順位が下がるというふうな状況です。どの市町村も保育所、小中学校、そして公園、特に子供さんが集まる場所、そういうものでございますので、そこについては、ちょっと今の状況の中では何とも答えがたいところがあります。というのは、経費も単純に、例えば小さな場所であっても保育所あたりの用地であっても二、三百万ぐらいかかるという状況でございますので、やはりそこら辺については財政当局ともよく協議をさせていただいて、対応可能かどうかを今後の検討課題にさせていただきたいと思っております。

議長（安細隆之君） ほかに質疑ありませんか。5番佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 1点だけお願いします。18ページ、スマートICですけれども、13節の委託料、スマートIC基本計画策定業務委託料ですが、このスマートICにつきましては、被災地の復興シンボルというふうな位置づけで、希望の持てる計画策定になればというふうに思っております。そうした場合のその考えと、この辺の周辺が県営圃場整備事業、さらには避難道路等々が絡んできます。そういうことから土地利用計画を早期に策定すべきというふうに考えますが、その辺の考えをお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 議員さんおっしゃるとおりだと思いますので、今お話に出ましたような関連課のほうと協議をしながら、早期に進めてまいりたいと考えております。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第50号 平成24年度亙理町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号 平成24年度亙理町一般会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第51号 平成24年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（安細隆之君） 日程第11、議案第51号 平成24年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 議案第51号 平成24年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

平成24年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180万6,000を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億2,013万2,000円とするものがございます。

今回の補正につきましては、先ほど可決いただきました東日本大震災に係る国保税の減免に伴う補正でございます。

それでは、歳出のほうから説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思っております。

1款総務費2項徴税費1目賦課徴収費ということで180万6,000円を補正するものがございます。11ページに13委託料として国民健康保険税減免に係るシステムの改修委託料としての額でございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

前のページ、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思っております。

9款1項1目一般会計繰入金ということで、歳出する108万6,000円をここに計上

するものでございます。今回につきましては、一般的な庶務経費ということから、一般会計からの繰入金で賄うものでございます。

以上ご説明申し上げました。よろしくご審議いただきたいと思います。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 11ページです。1款2項1目、これは後で国からの財政調整交付金で来るわけではないのですか。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） ただいまのところ、国のほうからはそういう指示は来ておりませんが、私どものほうは調整交付金という要望はしてございます。来た場合については、一般会計の繰入金のところについて減額をするということになるかと思えます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 国民健康保険税の減免は、被災地のところでやられるわけですね。そのときに、それを被災の自治体におっかぶせるのはおかしいので、やっぱり財政調整交付金でしっかり国が補償する、これは当然だと思います。もう1回答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 議員さんのおっしゃるとおりですので、私どものほうは国のほうに要望しているというところでございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 私どもも、ちゃんと国が面倒見るように頑張ります。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第51号 平成24年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号 平成24年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第52号 平成24年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（安細隆之君） 日程第12、議案第52号 平成24年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） 議案第52号 平成24年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

平成24年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,949万4,000円とするものでございます。

なお、今回の補正につきましては、復興事業の2次申請分の承認に伴うものが主なものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開きいただけます。

まず、2款1項4目復興事業費でございますけれども、1億900万円の増でございます。右側の説明にございますが、15工事請負費でございます。亘理第5-1及び第5-2の汚染幹線の工事でございます。この関係につきましては、浜吉田の災害公営住宅及び防災集団移転促進地区への汚水管の幹線の敷設というふうなことでございまして、吉田支所の東側、県道にタッチいたしまして、西のほうに進みまして踏切を横断いたしまして湯浅組さんのあたりまでの敷設というふうなことで事業を予定してございます。

次に、5款1項1目下水道施設災害復旧費でございますけれども、900万円の増でございます。これも工事請負費でございますして、亘理第1処理分区災害復旧付帯工事等でございますして、繰り越し事業といたしまして町内の下水道復旧工事につきましては実施しておるわけでございますけれども、その中でも管渠の入れかえ、舗装の本復旧等を災害復旧事業として認められなかった等々の事業につきまして、今回補正を組んだというふうなことでございまして、合わせまして1億1,800万円の増というふうなことでございます。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思えます。

4款1項1目一般会計繰入金でございます。1億1,800万円でございますして、全額一般会計からの繰入金というふうなことでございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第52号 平成24年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号 平成24年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第53号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議長（安細隆之君） 日程第13、議案第53号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 議案第53号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてをご説明申し上げます。

議案書30ページ、31ページ、新旧対照表の最後のページ14ページになります。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、宮城県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

31ページに別紙がございますが、新旧対照表のほうを見ていただきたいと思いません。別表第2の備考の第1項、下線を現行のところに引いてございますが、「及び外国人」、第2項についても「及び外国人」という下線が引いてあるところを削除するというものでございます。これについては、外国人登録法が廃止になったもので、今回の広域連合のほうの規約にその条文が入っていることから、その部分を削除するものでございます。

議案書31ページに戻りまして、附則。

（1）施行期日。この規約は協議のととのった日から施行する。

（2）経過措置。改正後の別表第2備考1及び備考2の規定は、平成25年度に係る関係市町村の負担金の額の算定から適用し、平成24年度に係る関係市町村の負担金の額の算定までは、なお従前の例によるということでございます。

よろしくご審議いただきたいと思います。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第53号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号 宮城県後期高齢者医療

広域連合規約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第14 報告第2号 繰越明許費計算書について（平成23年度亘理町一般会計予算）から

日程第16 報告第4号 繰越明許費計算書について（平成23年度わたり温泉鳥の海特別会計予算）まで

（以上3件一括議題）

議長（安細隆之君） 日程第14、報告第2号 繰越明許費計算書についてから、日程第16、報告第4号 繰越明許費計算書についてまでの以上3件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 初めに、報告第2号について、当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、報告第2号でございます。ページにつきましては、議案書の32ページになってございます。

この内容につきましては、これまで承認をいただいております繰越明許費につきまして、繰り越す額が確定したというふうなことに伴いましてご報告申し上げます。

それでは、説明に入らせていただきます。

繰越明許費繰越計算書について。平成23年度亘理町一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

内容でございますが、2款総務費1項総務管理費、事業名、亘理グリーンベルトプロジェクト事業費、事業費が1,416万5,000円。翌年度へ繰り越す額が1,416万5,000円と同額でございます。

ここから次のページ33ページになりますけれども、11款災害復旧費3項文教施設災害復旧費、事業名が体育館災害復旧事業費、事業費が1,233万8,000円、翌年度へ繰り越す額が1,233万8,000円全額でございますが、合計いたしまして計26事業、33億6,306万2,000円に対しまして27億732万円を繰り越すことに決定したこと

により報告をするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（安細隆之君） 次に、報告第3号について、当局から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） 報告第3号でございます。ページ数は34ページでございます。

報告第3号、繰越明許費繰越計算書について。これも先ほど企画財政課長が報告したとおり、繰越額が確定したものでございますので報告するものでございます。

平成23年度亘理町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

5款災害復旧費1項下水道施設災害復旧費、事業名、23都災第2951号亘理町公共下水道（亘理第一処理分区）災害復旧工事、金額4,257万4,000円、翌年度繰越額2,297万4,000円でございます。財源の内訳は記載されておるとおりでございます。

以下、合わせまして9件でございます。金額9億2,446万4,000円、翌年度への繰越額7億6,412万9,000円でございます。財源の内訳は記載のとおりでございます。

以上で報告とさせていただきます。

議長（安細隆之君） 次に、報告第4号について、当局から提案理由の説明を求めます。

わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（酒井庄市君） 報告第4号でございますけれども、こちらのほうも繰越明許費の額が確定したことによりまして報告するものでございます。

報告第4号、平成23年度わたり温泉鳥の海特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

1款わたり温泉鳥の海管理運営費1項わたり温泉鳥の海管理運営費、事業名、わたり温泉鳥の海災害復旧工事管理業務委託料、金額47万5,000円、翌年度繰越額47万5,000円でございます。財源については記載のとおりでございます。

その下になりますけれども、同じく1款わたり温泉鳥の海管理運営費1項わたり

温泉島の海管理運営費、事業名がわたり温泉島の海災害復旧工事、金額が9,350万円、翌年度繰越額が9,350万円。財源内訳については記載のとおりでございます。

合計繰越額が9,397万5,000円、翌年度繰越額が9,397万5,000円。財源内訳は記載のとおりでございます。

以上、報告を終わります。

議長（安細隆之君） 以上で報告第2号 繰越明許費計算書についてから、報告第4号 繰越明許費計算書についてまでの説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますのでご了承願います。

#### 日程第17 委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（安細隆之君） 日程第17、委員会の閉会中の継続調査申出についての件を議題いたします。

各常任委員会、議会運営委員会、議会広報調査特別委員会の委員長から、会議規則第70条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成24年6月第9回亘理町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 2時41分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員